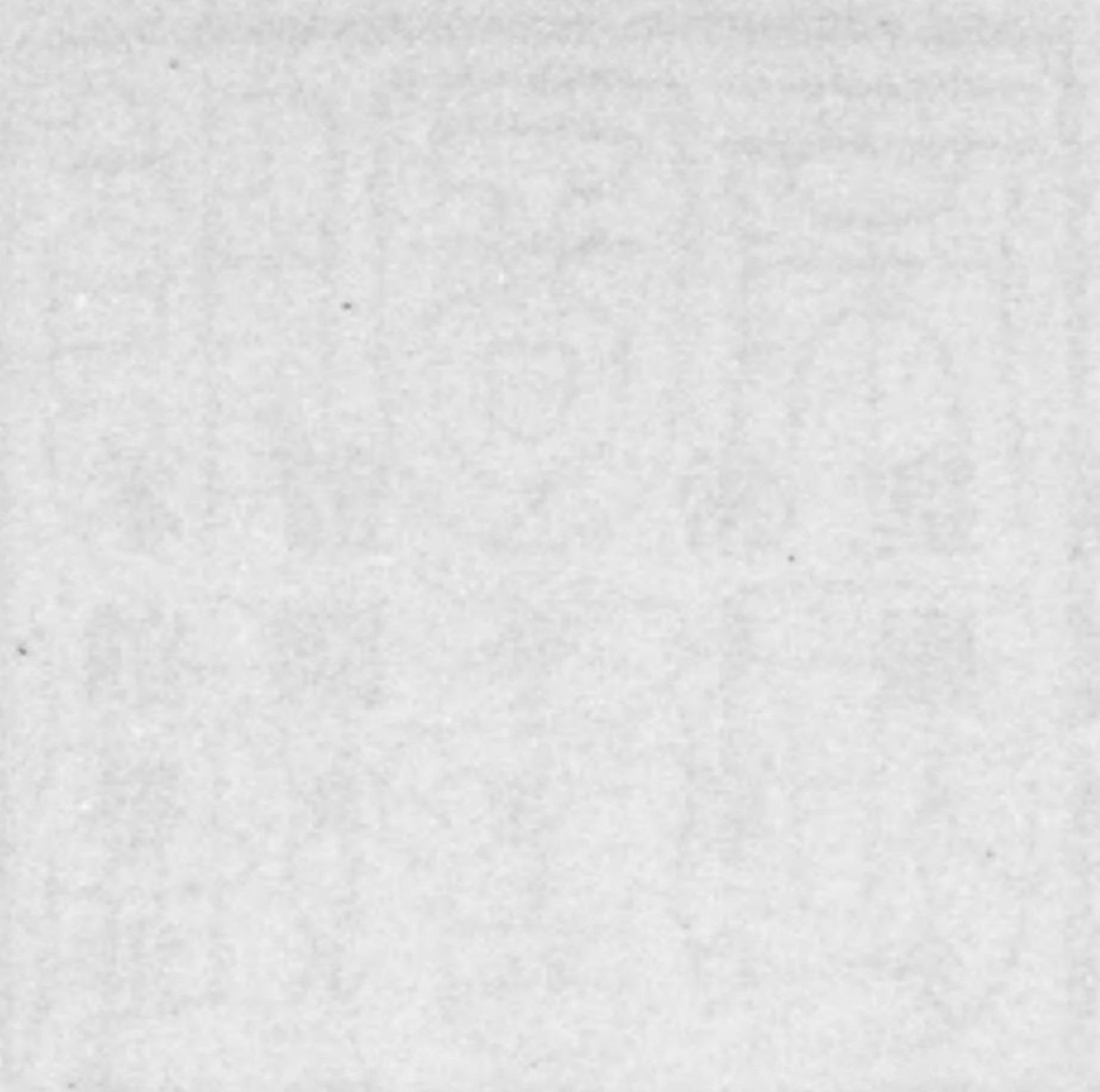


283
別庫
21

神宮皇學館一覽

至自昭和三年三月

極其難也... 文則... 且夫... 此... 之... 以... 成... 以... 成...



神宮祭主賀陽宮邦憲王殿下令旨

〃 原寄贈本



神宮皇學館教育ノ旨趣ハ 皇國ノ道義ヲ講シ
皇國人文學ヲ修メ之ヲ實際ニ運用セシメ以テ倫
常ヲ厚ウシ文明ヲ補ハムトスルニ在リ夫レ業勤
ザレバ精ナラズ事習ハザレバ達セズ況ンヤ
館期スル所ノ學ノ重且大ナルニ於テチヤ
本館學生深ク此旨ヲ體シ常ニ師長ヲ敬重シ館則
ヲ遵守シ匪勉努力以テ他日ノ成業ヲ期シ夙夜肯
テ怠ルコト勿レ



明治三十三年二月十八日

神宮皇學館ハ我カ惟神ノ大道ヲ發揮シ建國ノ體制ヲ
 闡明シ尊皇崇祖ノ皇風ヲ宣揚スルヲ以テ教育ノ旨趣
 トシ創立以來殆ト四十年其ノ文教ニ裨益スル所亦大
 ナリト謂フヘシ

今ヤ校舍改築ノ工事成リ規模益々廣ク施設愈々全力
 ラムトス本館ノ職員及學生タルモノ現代ノ趨勢ト教
 育ノ旨趣トニ鑑ミ至誠以テ學事ニ勉勵シ更ニ國家ノ
 文運ニ貢獻センコトヲ期セヨ

大正八年十月十八日

神宮皇學館

大正八年十月十八日

神宮皇學館ハ我カ惟神ノ大道ヲ發揮シ建國ノ體制ヲ
 闡明シ尊皇崇祖ノ皇風ヲ宣揚スルヲ以テ教育ノ旨趣
 トシ創立以來殆ト四十年其ノ文教ニ裨益スル所亦大
 ナリト謂フヘシ

今ヤ校舍改築ノ工事成リ規模益々廣ク施設愈々全力
 ラムトス本館ノ職員及學生タルモノ現代ノ趨勢ト教
 育ノ旨趣トニ鑑ミ至誠以テ學事ニ勉勵シ更ニ國家ノ
 文運ニ貢獻センコトヲ期セヨ

神宮祭主賞賜宮務憲王頒下合旨

神宮皇學館



大正八年十月十八日

文藝ニ貢殖少シクモイモ限ナシ
育ノ旨強クニ鑑ミ主知以テ學事ニ鼓勵シ更ニ國家ノ
ミムト本前ノ輝員又學事ニ以テ其力ハ盡テナク
今ヲ對合遊樂ノ工事如ク其利益ヲ盡ク其意ヲ全ク
セリト斷テヘシ
イニ設立以來四十餘年其ノ文藝ニ裨益スル限亦大
關與シ尊皇崇祿ノ皇風ヲ宣揚スルヲ以テ教育ノ旨強
輔官皇學前ハ其力計輔ノ大益ヲ發揚シ藝圃ノ豔華モ

輔官祭主ノ職官ニ嘉王親不令旨

神宮皇學館一覽

自昭和三年四月

目錄

第一章	學年曆	一
第二章	沿革	四
第三章	法令	一八
第一	神宮皇學館官制	一八
第二	神宮皇學館職員官等俸給令	一九
第三	神宮皇學館長特別任用令	二六
第四	恩給法施行令	二七
第五	神宮皇學館規程	二七
第六	官國幣社及神宮神部署神職任用令	二九
第七	府社縣社以下神社神職任用規則	三〇

第八	教員無試験檢定ニ關シ指定ノ件	三〇
第九	公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依ル指定	三一
第十	高等學校教員規程	三二
第四章	本館諸規則	三三
第一	神宮皇學館規則	三三
第二	評議委員會規程	六四
第三	神宮皇學館普通科主事及生徒監設置ノ件	六四
第四	神宮皇學館處務規程	六五
第五	神宮皇學館館務分掌規程	六七
第六	神宮皇學館當直規程	七三
第七	神宮皇學館職員服務心得	七六
第八	神宮皇學館學生取締規程	七九
第九	神宮皇學館學生生徒服制	八一

第十	神宮皇學館館費生規則	八四
第十一	神宮皇學館圖書閱覽規程	八五
第十二	神宮文庫規程	八七
第十三	神宮文庫圖書閱覽規則	九〇
第十四	神宮參拜規程	九三
第十五	神宮參拜日及勅語捧讀日	九六
第十六	神宮皇學館學生生徒喪暇規程	九七
第十七	創立記念日	九八
第五章	恩賜獎學資金	九九
第六章	職員	一〇〇
職一員		一〇〇
評議委員		一〇五
神宮文庫職員		一〇五

神宮皇學館職員分課

第七章 學生生徒

一〇六

第一 學生生徒府縣別員數表

一〇九

第二 學生生徒生年別員數表

一一三

第三 學生生徒氏名

一二四

第四 卒業生出身在職府縣別表

一二八

第五 卒業生科別統計並職業分類別表

一三〇

第六 卒業生氏名

一三一

(一) 本科卒業生

一三一

(二) 選修科卒業生

一五二

(三) 專科卒業生

一五二

附 錄

八四

第一 神宮皇學館々友會規約

一六七

第二 神宮皇學館學友會々則

一六八

神宮皇學館一覽

第一章

學年曆

三	三	同	同	同	同	同	同	同
月	月	月	月	月	月	月	月	月
三	三	十	十	十	十	十	十	十
十	十	七	一	一	一	一	一	一
一	一	日	日	日	日	日	日	日

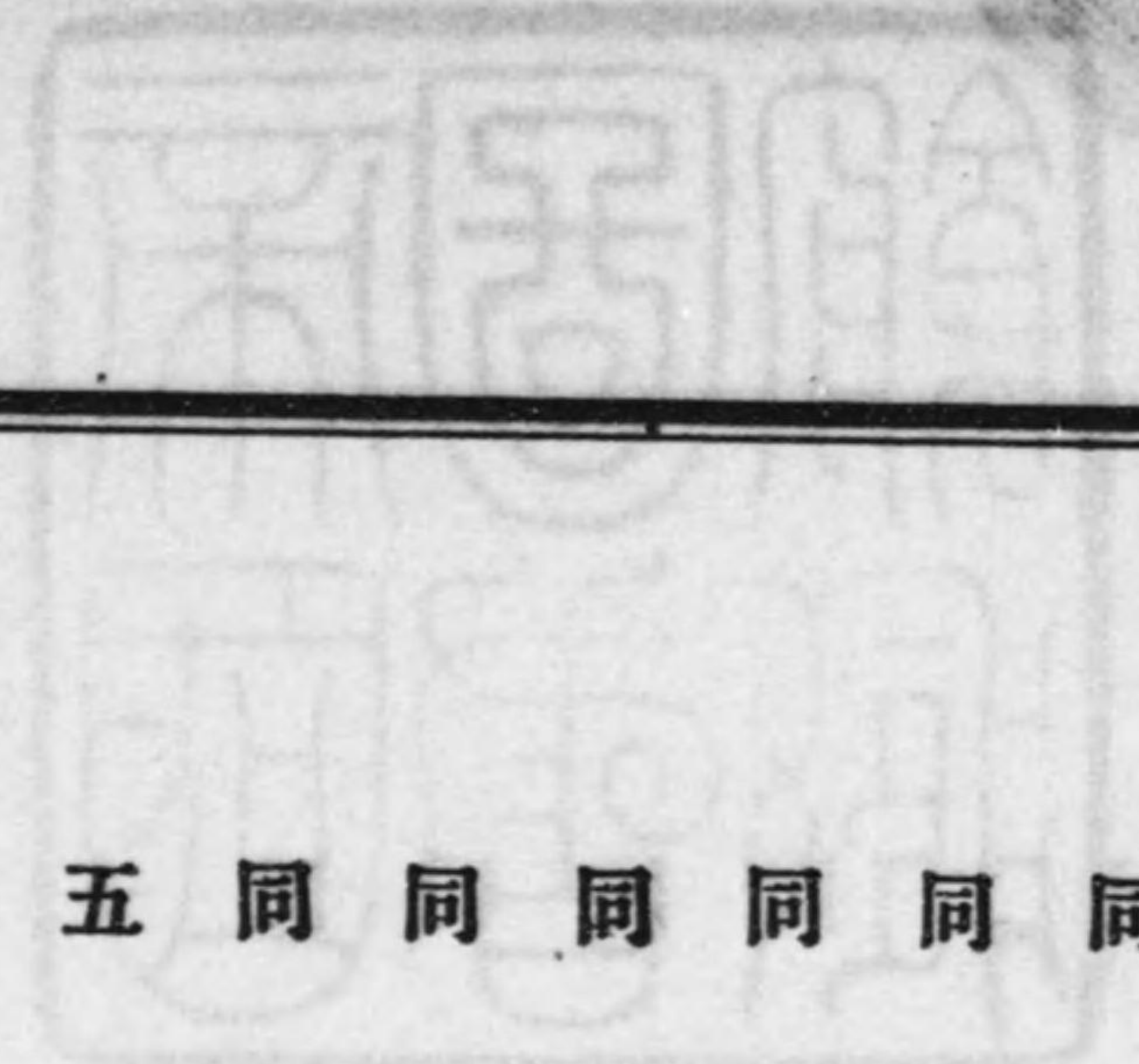
新年拜賀式
 元始祭
 新年宴會
 冬期休業終
 第三學期始
 紀元節(拜賀式)
 神宮祈年祭(兩大神宮參拜)
 春季皇靈祭(遙拜式)
 第三學期終

第一章 學年曆

一 神宮皇學館創立式
 二 神宮皇學館開學式
 三 神宮皇學館卒業式
 四 神宮皇學館入學式
 五 神宮皇學館退學式
 六 神宮皇學館轉學式
 七 神宮皇學館休學式
 八 神宮皇學館復學式
 九 神宮皇學館留學式
 十 神宮皇學館退學式
 十一 神宮皇學館入學式
 十二 神宮皇學館卒業式
 十三 神宮皇學館入學式
 十四 神宮皇學館卒業式
 十五 神宮皇學館入學式
 十六 神宮皇學館卒業式
 十七 神宮皇學館入學式
 十八 神宮皇學館卒業式
 十九 神宮皇學館入學式
 二十 神宮皇學館卒業式

一六八

三	月	三十一日	學三年終
四	月	一日	學年始
同	日		春季休業始
同	月	三日	神武天皇祭
同	月	十日	春季休業終
同	月	十一日	第一學期始
同	月	二十九日	天長節(拜賀式)
同	月	三十日	本館創立記念日
五	月	十四日	神宮神御衣祭(遙拜式)
六	月	十七日	神宮月次祭(遙拜式)
七	月	十日	第一學期終
同	月	十一日	夏季休業始
八	月	三十一日	夏季休業終



九	月	一日	第二學期始
九	月	秋分ノ日	秋季皇靈祭(遙拜式)
十	月	十四日	神宮神御衣祭(遙拜式)
同	月	十六日	神嘗祭(豐受大神宮參拜)
同	月	十七日	同(皇大神宮參拜)
同	月	三十日	勅語奉讀式
同	月	三十一日	明治節(拜賀式)
同	月	二十三日	新嘗祭(兩大神宮參拜)
同	月	二十七日	神宮月次祭(遙拜式)
同	月	二十四日	第二學期終
同	月	二十五日	冬期休業始
同	月	二十五日	大正天皇祭

第二章 沿革

第一章

本館ハ明治十五年四月 神宮祭主朝彥親王殿下ノ令旨ニヨリテ、神宮神官ヲシテ皇學ヲ研究セシメンカ爲メ、林崎文庫内ニ設置セラレタルヲ以テ創始トナス

明治十六年五月權宮司藤岡好古令旨ヲ奉シテ之ヲ擴張シ、内務省ノ認可ヲ受ケ、科ヲ上中下ノ三級ニ分チ、將來神宮神官ニ充ツヘキ人材ヲ養成セムコトヲ計ル

明治十八年一月宮司鹿島則文規則ヲ改正シ、福宜御巫清直ニ教授ヲ命シ、以下新ニ職員ヲ置キ、廣ク學生ヲ募リ、同月十一日ヲ以テ開講式ヲ舉ク、科ヲ豫備、中等、上等ノ三級ニ分ツ

明治二十年四月更ニ規則ヲ改正シ、科ヲ尋常、高等ノ二科ニ分チ、尋常科ノ修業年限ヲ四ケ年トシ、高等科ノ修業年限ヲ四ケ年トス、同月中田正朔ヲ館長ニ、東吉貞ヲ教頭ニ、下田義天類ヲ副教頭兼教授ニ、孫福弘坦ヲ幹事ニ命シ、以下大ニ職員ヲ増加ス、十月宇治浦田町ニ校舍ヲ新築シ此ニ移轉ス

明治二十一年二月寄宿舎ヲ宇治浦田町ニ新設ス、五月規則ノ一部ヲ改正ス

明治二十三年五月始メテ卒業證書授與式ヲ舉ク、八月規則ヲ改正シ、尋常科ヲ豫科ト改メ、其修業年限ヲ一ケ年トシ、高等科ヲ本科ト改メ其修業年限ヲ四ケ年トナシ、又別ニ選科ヲ設ケ、志望者ヲシテ古典、國文、國語ノ三科ヲ修メシム、同月職制ヲ改正シ、專任館長ヲ廢シ、神宮正權宮司ノ兼任トナシ、又別ニ參事員ヲ置キ重要事項ノ諮詢ニ與ラシム

明治二十五年二月館費生及特別研究生ヲ置キ、學力品行共ニ優等ナルモノヲ選抜シ食費ヲ給シテ修學セシム、三月更ニ職制ヲ改メ、參事員ヲ廢シテ委員ヲ置ク、十二月十文字重光ヲ幹事トナス

明治二十六年九月新ニ研究科並ニ專科ヲ設ク、研究科ハ本科卒業生ヲシテ高等ノ學科ヲ研究セシメ、其修業年限ヲ二ケ年トナス、專科ハ簡易速成ヲ主トシ其修業年限ヲ二ケ年トナス

明治二十七年四月權宮司岡部讓副館長ヲ兼ヌ、五月教授木野戸勝隆ニ教頭ヲ命ス、七月館則ヲ改正シ、總裁、館長、副館長、評議員、理事、教頭、教授等ノ職ヲ置キ、總裁ニハ神宮祭主ヲ推戴シ、館長ニハ神宮宮司ヲ以テ之ニ充ツ、同九月内務省訓令ヲ以テ、本科卒業生ハ官國幣社

宮司權宮司ニ、專科卒業生ハ同福宜以下ニ、試験ヲ要セス採用セララル、事ヲ得ヘキ旨規定セラ
ル

明治二十九年二月規則ヲ改正シ、科ヲ本科、豫科及專科トシ、修業年限ヲ本科ハ四ケ年、豫科
ハ五ケ年、專科ハ二ケ年トシ、入學資格ヲ、本科ハ本館豫科卒業者又ハ各府縣尋常中學校卒業
者若クハ年齢十八歳以上ニシテ入學試験ニ及第セル者トシ、豫科ハ高等小學校第三學年修業以
上ノ者トシ、專科ハ豫科第三學年修業以上又ハ各府縣尋常中學校第三學年修業以上ノ者、若ク
ハ年齢十六歳以上ニシテ入學試験ニ及第セル者トス、三月職制ヲ改正シ、總裁、館長、副館長、
幹事、教頭、教授、助教授、舍監、書記ヲ置ク、依テ神宮祭主賀陽宮邦憲王殿下ヲ總裁ニ推戴
シ、宮司鹿島則文館長ヲ、權宮司岡部讓副館長ヲ兼ヌルコト前ノ如シ、同月地ヲ宇治館町ニト
シ校舍改築ニ着手ス、四月神宮福宜山田岩次郎ニ幹事ヲ命ス、同月矢島錦藏ニ教授兼教頭ヲ命
ス、十二月校舍新築功竣ルヲ以テ移轉ス、學館ノ規模稍定ル

明治三十年二月幹事山田岩次郎職ヲ辭シ、神宮福宜桑原芳樹ニ幹事ヲ命ス、四月教授兼教頭矢
島錦藏職ヲ辭ス、六月尾田信直ニ教授兼教頭ヲ命ス、同月十三日新校舍開館式ヲ舉ク、總裁賀

陽宮邦憲王殿下台臨、內務大臣樺山資紀臨場セララル

明治三十一年六月神宮宮司伯爵冷泉爲紀館長ヲ兼ヌ、十二月權宮司桑原芳樹副館長ヲ兼ヌ、同
月文部省告示ヲ以テ、徵兵令第十三條ニ依リ、本科及豫科ヲ中學校ノ學科課程ト同等以上ト認
メラル、此月職制ヲ改正シ、教監ヲ設ケ、教頭ヲ幹事ノ上ニ置キ、舍監ヲ學生監トシ、大ニ職
員ヲ淘汰シ、教監ヲ男爵細川潤次郎ニ囑託ス

明治三十二年一月教授木野戸勝隆ニ教頭ヲ、教授矢野萬太郎ニ幹事ヲ命ス、同月三重縣立第四
中學校設立ノ舉アルニヨリ、本館教育ノ方針ノ一部ヲ變更シ、中學程度ノ豫科ヲ廢シ、在學生
ヲ學ケテ同中學校ニ移シ、專ラ本科擴張ノ計畫ヲ立ツ、八月學則ヲ改正シ、專科ノ修業年限ヲ
三ケ年トシ、又特待生、貸費生、館費生等ノ制ヲ設ク、同月教授兼教頭木野戸勝隆ノ兼職ヲ解
キ、教授黒木千尋ニ教頭心得ヲ命ス、同九月文部省指令ヲ以テ、本科卒業生ニ對シ無試験檢定
ニヨリ師範學校中學校高等女學校ノ日本史料及國語科教員タルノ資格ヲ與ヘラル、十一月學生
取締規則ヲ定メ、寄宿寮規則及學生學資保管規程ヲ設ク

明治三十三年二月十八日總裁神宮祭主邦憲王殿下台臨アラセラレ令旨ヲ賜ハル、五月御眞影並

ニ教育ニ關スル勅語謄本ヲ下賜セラル、九月文部省指令ヲ以テ、本科卒業生ニ對シ無試験檢定ニヨリ師範學校中學校高等女學校ノ國語漢文科及歴史科教員タル資格ヲ與ヘラル

明治三十四年一月選修科規程ヲ設ケ、專科卒業生及其他ノ志望者ヲシテ本科學科ノ中ニ就キ隨意ニ選修スル事ヲ得シム

明治三十五年二月神職任用令ニヨリ本科卒業生ハ奏任待遇ノ神職ニ、專科卒業生ハ判任待遇ノ神職ニ試験ヲ要セスシテ任用セラル、コトヲ得ヘキ旨規定セラル

明治三十六年三月教授兼教頭黒木千尋ノ職ヲ解キ、教授尾崎八束ニ教頭心得ヲ命ス、八月勅令ヲ以テ、神宮皇學館官制ヲ公布セラル、同官制第三條ニ依リ神宮少宮司桑原芳樹館長ヲ兼ヌ、教授尾崎八束ニ教務主任ヲ命シ、大ニ職員ヲ増加ス、同月勅令ヲ以テ、職員官等俸給令ヲ公布セラル、十二月文部省告示ヲ以テ、本科卒業生ハ無試験檢定ニ依リ師範學校中學校高等女學校ノ歴史科及國語漢文科教員タルノ資格ヲ與ヘラル

明治三十七年四月規則ノ一部ヲ改正シ、專科ヲ二學年トナシ、選修科ノ入學資格ヲ專科卒業生ニ限定ス、九月教授尾崎八束ノ教務主任ヲ罷メ、教授矢島錦藏ニ同主任ヲ命ス

明治三十八年五月事務分掌規程ヲ改正シ、館務ヲ教務部、庶務部、學生監部ノ三部トナシ、教授矢島錦藏ニ教務部長ヲ、書記金剛幸之助ニ庶務部長ヲ、教授湯淺廉孫ニ學生監部長ヲ命ス、七月本館學生服制ヲ定ム

明治三十九年三月本館接續ノ地ヲ購入シ構外運動場ヲ開設ス

明治四十年五月史學研究ノタメ本科卒業生森田實ニ二箇年間獨逸國ニ留學ヲ命ス、九月文部省告示ヲ以テ本科卒業生ハ公私立實業學校教員タル資格ヲ與ヘラル

明治四十一年二月教授矢島錦藏ノ教務部長ヲ解キ、教授尾崎八束ニ教務部長ヲ命ス

明治四十三年三月神宮少宮司桑原芳樹休職、神宮少宮司木野戶勝隆館長ヲ兼ヌ、三月勅令ヲ以テ職員官等俸給令ヲ改正セラル、四月獨逸國留學生森田實歸朝ス、十一月十四日 皇太子殿下台臨親シク授業ヲ台覽アラセラレ御寫眞ヲ下賜セラル

明治四十四年五月 皇后陛下神宮御參拜ノ節、獎學ノ思召ヲ以テ特ニ金五百圓ヲ下賜セラル

明治四十五年四月三十日本館創立滿三十年記念式典ヲ舉行ス、文學博士松本愛重内務大臣代理トシテ臨場ス、二日間ニ亘リ記念講演會並ニ神宮ヲ中心トスル史料展覽會ヲ開キ又記念陸上大

運動會ヲ催ス、東京帝國大學教授文學博士上田萬年學習院教授文學博士松本愛重京都帝國大學教授文學博士三浦周行同文學博士新村出講演ス

大正元年十一月本館規則ノ一部ヲ改正ス、同月教授尾崎八束ノ教務部長ヲ解キ、教授森田實ニ教務部長ヲ命ス、又新ニ學科主任ヲ設ケ、教授尾崎八束ニ歴史科主任、教授湯淺廉孫ニ漢文科主任、教授安藤正次ニ國文科主任ヲ命ス、同十二月二十二日事務室壹棟火災ニ罹リ重要書類殆全部烏有ニ歸ス

大正二年一月教授湯淺廉孫ノ學生監部長ヲ解キ、助教授宇仁義一ニ學生監部長事務取扱ヲ命ス、二月學生取締規則ノ一部ヲ改ム、四月本館規則ノ一部ヲ改メ体操科ニ柔道ノ一科ヲ追加ス、同月館務分掌規程ヲ改正シ、教授森田實ニ教務部長、書記金剛幸之助ニ庶務部長、助教授宇仁義一ニ學生監部長事務取扱ヲ命ス、五月本館圖書閱覽規程ヲ定ム、九月勅令ヲ以テ本館官制並ニ職員官等俸給令ヲ改正セラレ、新ニ館長特別任用令ヲ發布セララル、從三位勳三等武田千代三郎館長ニ任セララル、同月官制第八條ニ依リ、內務省ヨリ神社局長法學博士井上友一ニ本館評議委員ヲ命シ、京都帝國大學總長澤柳政太郎、東京帝國大學文科大學長文學博士上田萬年、東京帝

國大學文科大學教授文學博士三上參次、文部省普通學務局長田所美治、東京帝國大學文科大學教授文學博士萩野由之、學習院教授文學博士松本愛重ニ本館評議委員ヲ囑託セララル、十月本館教官退隱金給與ニ關スル規程ヲ設ケ、神宮參拜日及勅語捧讀日規程ヲ改正ス、同月助教授宇仁義一ノ學生監部長事務取扱ヲ解キ、教授學生監阪本廣太郎ニ學生監部長ヲ命ス、同月處務規程ヲ定メ、十一月更ニ其一部ヲ改正ス、同月事務室新築工竣リ移轉ス、十二月職員服務心得ヲ定ム

大正三年一月處務規程ノ一部ヲ改正ス、二月學寮規則ノ一部ヲ改ム、三月本館規則ノ一部ヲ改正シ、各學科目並ニ其程度及授業時間ノ配當ヲ改メ休業日ヲ短縮ス、四月學生取締規則ヲ改正ス、五月神宮參拜日ヲ改正ス、七月本館教官退隱金給與年數加算ノ件ヲ定ム、九月教授森田實ニ歴史科主任ヲ命ス、十月神宮參拜日並ニ處務規程ヲ改正ス、十二月教授阪本廣太郎ノ學生監部長ヲ免ス

大正四年一月教授學生監増子懷永ニ學生監部長ヲ命ス、三月本館規則ノ一部ヲ改正ス、五月寄宿寮規則ヲ改正ス、七月特別試驗規程並ニ學生生徒喪暇規程ヲ定ム、同月本館規則ノ一部ヲ改

正シ、専科ヲ第一部(四ヶ月修了)第二部(十一ヶ月修了)ノ二部ニ分チ、併セテ學科課程表ヲ定ム、同月 皇太子殿下神宮御參拜ノ節、特別ノ思召ヲ以テ獎學資金トシテ金參百圓下賜セララル、同月圖書閱覽規程ヲ改正ス、八月館費生及貸費生規則並ニ學生學資保管規程ヲ廢止シ、學生服制及ヒ處務規程ヲ改正ス、同月新ニ館費生規則ヲ定ム、十月 天皇陛下御眞影ヲ下賜セララル
大正五年三月處規規程並ニ學生服制ノ一部ヲ改正ス、五月內務省ヨリ、神社局長塚本清治、從四位勳二等法學博士水野鍊太郎ニ本館評議委員ヲ命セララル、六月教授増子懷永ニ國文科主任ヲ命ス、十月教授學生監鈴木暢幸ニ學生監部長並ニ國文科主任ヲ命ス、十一月 皇后陛下御眞影皇太子殿下御寫眞ヲ下賜セララル、十一月本館移轉改築工事ニ着手ス
大正六年一月職員服務心得ノ一部ヲ改正ス、七月本館規則ノ一部ヲ改正ス、十二月本館寄宿寮規則ヲ改正ス

大正七年一月本館改築工事中ノ一部竣功セルヲ以テ度會郡濱鄉村大字神田久志本ニ移轉ス、二月本館改築ノ趣被聞食特別ノ思召ヲ以テ改築費中へ金貳萬圓ヲ下賜セララル、四月館長武田千代三郎願ニ依リ本官ヲ免セラレ、神宮少宮司今井清彥館長事務取扱ヲ命セララル、五月從四位勳四

等松浦寅三郎館長ニ任セラレ、神宮少宮司今井清彥館長事務取扱ヲ免セララル、八月教授鈴木暢幸ノ學生監部長ヲ解キ、教授學生監湯淺廉孫ニ學生監部長ヲ命ス

大正八年一月書記金剛幸之助ノ庶務部長ヲ解キ、教授阪本廣太郎ニ庶務部長ヲ命ス、二月寄宿寮規則ノ一部ヲ改ム、同月館長松浦寅三郎皇子傳育官長ニ任セラレ、神宮少宮司今井清彥館長事務取扱ヲ命セララル、三月本館規則ノ一部ヲ改正シ、専科ノ修業年限ヲ二ケ年トナス、同月本館學生生徒服制ヲ改正ス、同月文部省令ヲ以テ高等學校教員規程第九條試驗檢定資格者中ニ本館本科卒業生ヲ加ヘラル、六月東京帝國大學教授從三位勳二等文學博士上田萬年館長ニ兼任ヲ命セラレ、神宮少宮司今井清彥館長事務取扱ヲ免セララル、十月本館改築落成式ヲ行フ、神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨アラセラレ親シク令旨ヲ賜フ、十二月本館研究室內規及教授會規程ヲ定ム

大正九年三月本館規則ノ一部ヲ改正シ寄宿生舍費ノコトヲ定ム、五月閑院宮春仁王殿下神宮參拜ノ途次御來館アラセララル、六月賀陽宮恒憲王殿下神宮參拜ノ途次御來館、武道試合並ニ運動競技ヲ台覽アラセララル、十月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨、運動大會競技ヲ台覽アラセララル、

十月書庫ヲ新倉庫ニ移シ圖書閱覽室ヲ擴張ス、十二月東京帝國大學教授法學博士寛克彦京都帝國大學教授新村出ニ臨時講師ヲ囑託シ神道並ニ國語學ニ就キ科外講義ヲ行フ

大正十年三月本館規則ノ一部ヲ改正シ、專科ノ學科ニ教育地理理科圖書ヲ加ヘ簿記ヲ削ル、同月京都帝國大學教授文學博士坂口昂同理學博士小川琢治ニ臨時講師ヲ囑託シ史學並ニ地理學ニ就キ科外講義ヲ行フ、同月本館研究室ニ於テ伊勢國出版圖書展覽會ヲ開ク、四月教授學生監石井鹿之助ニ學生監部長心得、教授千田憲ニ圖書主任、教授久保川平三郎ニ專科主任ヲ命ス、五月東京帝國大學教授文學博士瀧精一ニ臨時講師ヲ囑託シ美術史ニ就キ科外講義ヲ行フ

大正十一年四月寄宿寮規則ヲ改正ス、六月本館規則ノ一部ヲ改正シ、檢定料ノ増額休學ニ關スル規程等ヲ定ム、九月教授阪本廣太郎ノ庶務部長ヲ解キ教授森田實ニ庶務部長兼務ヲ命ス、十月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨運動競技ヲ台覽アラセラル、十一月 皇后陛下行啓親シク授業ノ實況ヲ台覽アラセラレ特別ノ思召ヲ以テ金五百圓ヲ下賜セラル、同月神宮文庫ヲ神宮皇學館長ノ管理ニ移サル、十二月教授竹島寛ニ神宮文庫主幹ヲ命ス

大正十二年一月上田館長文部省ヨリ歐洲ニ出張ヲ命セラル、二月教授竹島寛ノ神宮文庫主幹ヲ

教授千田憲ノ圖書主任ヲ解キ更ニ教授千田憲ニ神宮文庫主幹ヲ教授西村爲之助ニ圖書主任ヲ命ス、同月教授森田實神宮皇學館長上田萬年歐洲出張不在中同館長代理ヲ命セラル、同月文學博士井上哲次郎ニ臨時講師ヲ囑託シ神道ニ關スル科外講義ヲ行フ、本年度ヨリ專科生徒ヲ募集セス、八月恩給法施行令第六條ニヨリ本館職員ニシテ官吏タルモノハ文官ト認メラル、九月上田館長歸朝ス、

大正十三年四月造神宮技師大江新太郎ニ臨時講師ヲ囑託シ神社建築ニ就テ科外講義ヲ行フ、八月東京帝國大學教授法學博士寛克彦同助教入澤宗壽文部省囑託安藤正次神宮皇學館講師木村春太郎ニ講師ヲ囑託シ卒業生ヲ主體トスル夏期講習會ヲ開催ス、十月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨武道試合ヲ台覽アラセラル

大正十四年五月久邇宮邦彦王殿下同妃殿下台臨授業ヲ台覽アラセラル、十月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨運動競技ヲ台覽アラセラル

大正十五年二月本館規則ヲ改正シ、專科ヲ廢シ、本科ノ組織ヲ變更シ、第一學年第二學年ハ共通ニ、第三學年第四學年ヲ第一部第二部ニ分チ、併セテ學科課程表ヲ定メ、更ニ本科ノ上ニ研究

科(修業年限一ケ年)ヲ置ク、三月勅令ヲ以テ本館官制中改正セラレ教授ノ定員ヲ増シ、助教授ノ定員ヲ減セラル、同月東京帝國大學教授兼神宮皇學館長上田萬年依願兼官ヲ免セラレ、神宮皇學館教授正五位勳四等森田實館長兼教授ニ任セラル、四月内務省ヨリ東京帝國大學教授上田萬年ニ本館評議委員ヲ囑託セラル、同月教授鈴木暢幸ニ教務部長、教授西村爲之助ニ庶務部長ヲ命ス、五月教授學生監鈴木友吉ニ學生監部長心得ヲ命シ、教授石井鹿之助ノ學生監部長心得ヲ解ク、七月神宮文庫規程及神宮文庫圖書閱覽規則並神宮皇學館々務分掌規程ヲ改正シ神宮文庫主幹ヲ廢シ、新ニ圖書部長ヲ置ク、教授千田憲ニ圖書部長ヲ命ス、八月本館教室増築竣工、十月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨、教練及武道試合ヲ台覽アラセラル、十一月暹羅國ブラオン、カオ、ダーニ親王殿下シツパン女王殿下台臨、各所ヲ視察遊ハサル、

昭和二年二月勅令ヲ以テ神宮皇學館官制中改正セラレ教諭ヲ加ヘ、教授及書記ノ定員ヲ増員セラル、同月勅令ヲ以テ高等官官等俸給令中改正セラレ神宮皇學館教諭ヲ加ヘラル、三月内務省訓令ヲ以テ神宮皇學館規程ヲ定メラレ新ニ普通科(修業年限四年)ヲ置ク、同月普通科設置ニツキ本館規則ヲ改正ス、四月教諭宇仁義一ニ普通科主事ヲ命ス、五月普通科授業ヲ開始ス、同月

教授千田憲ニ教務部長兼圖書部長ヲ學生監部長心得教授鈴木友吉ニ學生監部長ヲ命ス、六月神宮祭主久邇宮多嘉王殿下台臨、親シク授業ヲ台覽アラセラル

第三章 法令

第一 神宮皇學館官制

(明治三十六年八月二十九日
勅令 第三百三十號)

(沿革) 大正二年九月五日勅令第二七六號、同十五年三月二十九日勅令第二二號、昭和二年二月二十八日勅令第二一號改正

神宮皇學館官制

第一條 神宮司廳ニ神宮皇學館ヲ置ク

第二條 神宮皇學館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長 勅任又ハ奏任

教授 專任十四人奏任

助教授 專任五人判任

學生監 三人

教諭 專任一人奏任
專任三人判任

書記 專任四人判任

第三條 館長ハ大宮司ノ指揮ヲ承ケ館務ヲ統理ス

第四條 教授及助教授ハ館長ノ指揮ヲ承ケ學生ノ教育ヲ掌ル

第五條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ之ニ充ツ館長ノ指揮ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ

掌ル

第六條 教諭ハ館長ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ教育ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八條 内務大臣ハ館務ノ必要ニ依リ評議委員會ヲ設ケシムルコトヲ得其ノ委員ハ神宮大宮司

ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二 職員官等俸給

○高等官官等俸給令(明治四十三年三月二十六日)勅令第三百三十四號(抄出)

沿革 昭和二年二月二十八日勅令第二二號改正

第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル

官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ○中

神宮皇學館長 年俸 一級 五千二百圓
二級 四千八百圓
三級 四千五百圓

第九條 勅任文官親任式ヲ以テ敘任スル文官ヲ除クニシテ五年以上其ノ官ノ最高俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者

ニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ勅任文官親任式ヲ以テ敘任スル文官ヲ除クノ在職年數ニシテ現官ノ最高俸額以上ノ

俸給ヲ受ケタル年數ハ之ヲ現官ノ最高俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス

前項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ勅任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

第九條ノ二 高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニシテ三年以上高等官二等ニ在職シ功績顯

著ナル者ハ特ニ高等官一等ニ陞叙スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等官一等又ハ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ノ高等官

二等以上ノ在職年數ハ之ヲ現官ノ高等官二等ノ在職年數ニ通算ス

前官高等官一等ノ勅任文官ニ在リタル者ヲ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニ任スル

場合ニ於テハ特ニ高等官一等ニ陞叙スルコトヲ得

第十條 (前略)神宮皇學館教授○中ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各一人ヲ限

リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得○中

第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等ハ高等官三等乃至七等○中 同第三號ニ依ルモノハ

高等官五等以下トス

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

神宮皇學館教授○前
後略

第十六條 別表第二表第三號ニ依ル諸官左ノ如シ

神宮皇學館教諭○前
後略

第二十條 高等官四等又ハ高等官五等ヲ最高官等トスル奏任文官外交官ヲ除クニシテ三年以上各其ノ官ノ最高官等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ一等ヲ陞叙スルコトヲ得○後略

○大正十年勅令第四百七十號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神宮皇學館職員官等俸給令ハ之ヲ廢止ス

神宮皇學館職員ニシテ從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クルモノニ對シ支給スル俸給額ハ本令施行ノ際ニ限リ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

本令施行ノ際現ニ神宮皇學館助教授又ハ書記タル者ハ文武判任官等級令ニ拘ラス其ノ官ニ在ルノ間從前ノ等級ヲ降ルコトナキモノトス

(第一表)

文武高等官官等表○前略

勅	官廳 官等	親任	一等	二等	奏			任
					三等	四等	五等	
内務省					同上	同上	同上	
	神宮皇學館長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

(第二表)

奏任文官年俸表○抄出

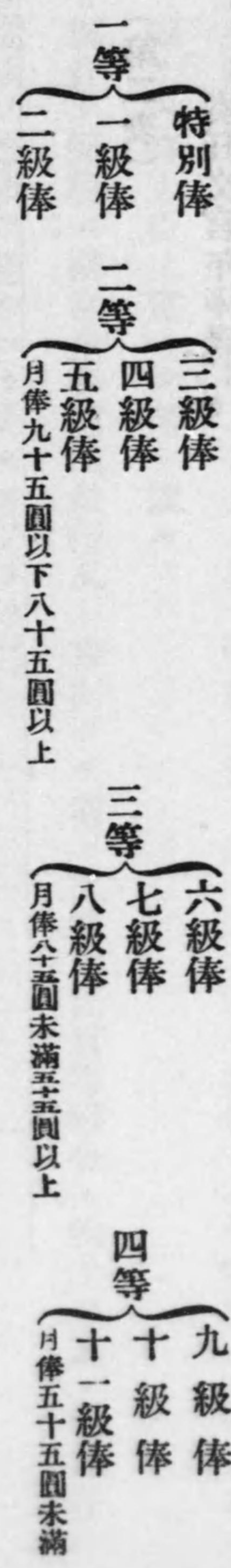
俸給	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
第一號	四、五〇〇	四、一〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、七〇〇	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
第二號	三、一〇〇	二、七〇〇	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九〇〇		

(第四表) (抄出)

神宮皇學館長 奏任タルモノ	一級	二級	三級	四級	五級
	四、五〇〇	四、一〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇

○文武判任官等級令(明治四十三年六月十八日)○抄出
勅令第二百六十七號

第一條 判任官ノ等級ハ一等乃至四等トシ其ノ區分ハ別表ニ依ルモノ、外其ノ本俸ニ依リ左ノ如ク定ム



第二條 年功ニ依リ加給ヲ受クルモ爲ニ等級ヲ昇スコトナシ

附則 (略)

○判任官俸給令(明治四十三年三月二十八日)○抄
勅令第三百三十五號出

第一條 判任官ノ月俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表ニ依ル

第三條 判任文官ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ六級俸以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 判任文官ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ超エ事務熟練優等ナル者ハ特ニ貳百圓迄ヲ給スルコトヲ得

第五條 判任文官ノ俸給ハ月俸七拾五圓未滿ノ者ニ限り級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ支給スルコトヲ得但シ各所定ノ最低俸給額ヲ下ルコトヲ得ス

別表

級俸	一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸	十一級俸	十二級俸
月額	一六〇	一三五	一二五	一〇〇	八五	七五	六五	五五	五〇	四五	四〇	

○教官及技術官ノ俸給ニ關スル件(大正九年八月十八日)○抄出
勅令第二百六十二號

第一條 教官ノ俸給ハ其ノ學科目ノ種類又ハ授業時間ノ多少ニ依リ(中略)其ノ最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二條 教官ニシテ他ノ廳ノ教官ヲ兼ヌル者ノ俸給ハ之ヲ分割シテ各廳ヨリ給スルコトヲ得

第三條 教官ノ職務ヲ擔任スル講師又ハ囑託ニハ教官俸級豫算又ハ特ニ定メタル豫算ノ中ヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス略下

第三 神宮皇學館長特別任用令

(大正二年九月五日) 勅令第二百七十八號

神宮皇學館長特別任用令

神宮皇學館長ハ三年以上教育事務ニ從事スル高等文官又ハ奏任以上ノ教官ノ職ニ在リタル者ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四 恩給法施行令

(大正十二年八月十六日) 勅令第三百六十七號 (抄出)

第六條 左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

- 一 郡判任官
- 二 都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ
- 三 神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

第五 神宮皇學館規程

(昭和二年三月一日) 內務省訓令第五號

神宮皇學館規程

- 第一條 神宮皇學館ニ本科、研究科及普通科ヲ置ク
- 第二條 修業期間ハ本科四箇年、研究科一箇年、普通科四箇年トス
- 第三條 本科學生ノ定員ハ凡三百二十名トシ普通科生徒ノ定員ハ凡百名トス
- 第四條 本科第一學年ニ入學セシムヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
 - 一 中學校ヲ卒業シタル者
 - 二 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
 - 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ中學校ノ卒業生ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定セラレタル者
 - 四 神宮皇學館普通科ヲ卒業シタル者
- 第五條 研究科ニ入學セシムヘキ者ハ神宮皇學館本科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトス
- 第六條 普通科第一學年ニ入學セシムヘキ者ハ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトス

第七條 本規程施行ノ爲必要ナル事項ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ神宮大宮司之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六 官國幣社及神宮神部署神職任用令

(明治三十五年二月十日勅令第二十八號)(抄出)

第八條 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セス神職高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ奏任待遇ノ神職ニ任用スルコトヲ得

- 三 十年以上神職(府縣社以下神社神職ヲ除ク)ト爲リ現ニ官國幣社禰宜又ハ神宮神部署ノ神部補若ハ主事補ノ職ニ在ル者
- 四 師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ國史又ハ國文科ノ教員免許狀ヲ有シ祭式ヲ修メタル者
- 五 神宮皇學館本科卒業ノ者

第九條 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セス神職尋常試験委員ノ銓衡ヲ經テ判任待遇ノ神職ニ任用スルコトヲ得

三 前條第四號若ハ第五號ニ掲ケタル者又ハ神宮皇學館專科卒業ノ者

第七 府社縣社以下神社神職任用規則

(明治三十五年二月十八日) (內務省令第四號) (抄出)

第十一條 左ニ掲クル者ニシテ第二條ノ各號ニ該當セサル者ハ試験ヲ要セス社司社掌試験委員ノ銓衡ヲ經テ社司社掌ニ補スルコトヲ得

一 官國幣社及神部署神職任用令第九條一號二號三號五號ニ掲クル者

第八 教員無試験檢定ニ關シ指定ノ件

〔明治三十三年文部省令第十號及明治二十六年同省令第二號〕教員檢定ニ關スル規程〔第五條第一項第一號〕ニ依リ明治三十六年三月一日以後行フ處ノ無試験檢定ニ關シ指定スルコト左ノ如

シ

(明治三十六年一月二日文部省告示第二一六號) (大正十一年七月同告示第四九一號) (テ本告示中改正)

學校	神宮皇學館
卒業 終了 學科	本 科
檢定學科目	國語、漢文、歴史

第九 公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依ル指定

(大正八年七月八日) (文部省告示第九十二號)

明治四十年文部省告示第二百四十八號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定ヲ左ノ通改正ス
明治四十年文部省令第二十八號公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

一、實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

神宮皇學館本科卒業者

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程(抄)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得

三 文部大臣ノ指定シタル者

第十 高等學校教員規程

(大正八年三月二十九日) (文部省令第十號) (抄出)

高等學校教員規程左ノ通り定ム

高等學校教員規程

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

四、專門學校本科又ハ神宮皇學館本科ヲ卒業シタル者

第四章 本館諸規則

第一 神宮皇學館規則

(大正十五年二月一日) (神宮司廳達第一號)

(沿革)

明治四〇年三月一四日神宮司廳達第一號。四一年三月一四日同達第二號。四三年八月一六日同達第四號。大正元年一月二六日同達第一六號。二年四月一二日同達第六號。三年三月二八日同達第三號。四年三月二六日同達第五號。同年七月七日同達第一三號。六年七月三〇日同達第六號。八年三月二〇日同達第四號。九年三月三日同達第一號。一〇年三月一七日同達第三號。一一年六月七日同達第五號。一四年三月五日同達第二號。一五年二月一日同達第一號。昭和二年三月一九日同達第一號改正

神宮皇學館規則

第一章 總 則

第一條 本館ハ皇學ヲ教授シ併セテ其ノ研究ニ須要ナル學科ヲ修メシムル所トス

第二條 本館ニ本科、研究科及普通科ヲ置ク

本科、研究科ハ專ラ高等ノ學術ヲ授ケ普通科ハ普通神職ニ必要ナル學術ヲ授ク

第三條 修業期間ハ本科四箇年、研究科一箇年、普通科四箇年トス

第四條 本科學生ノ定員ハ凡三百二十名トシ普通科生徒ノ定員ハ凡百名トス

第五條 本科ノ學科目ハ神道、修身、國語、漢文、歷史、哲學、法制、英語、體操トス

研究科ノ學科目ハ本科ニ置ク所ノ學科目トシ教授ノ指導ニヨリ所選ノ學科目ヲ履修セシム
普通科ノ學科目ハ神道、修身、國語、漢文、歷史、法制、有職、地理、哲學、英語、數學、理科、簿記
圖書、體操トス

第二章 學年、學期及休業

第六條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 休業日ハ左ノ如シ

夏季休業 七月十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル (普通科ハ七月二十五日ヨリ八月三十一日ニ至ル)

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月十日ニ至ル

春季休業 四月一日ヨリ同月十日ニ至ル

神宮祈年祭 二月十七日

大祭祝日

本館創立記念日 四月三十日

日曜日

第三章 本科

第一節 學科程度及課程

第九條 本科第三學年並第四學年ヲ分チテ第一部及第二部トス

第十條 各學科ノ程度左ノ如シ

本科第一學年、第二學年

修身 實踐倫理、禮式

第四章 神宮皇學館規則

國語 講讀、作文作歌、文學史、國語學

漢文 講讀、作文

歷史 國史、東洋史、西洋史

哲學 心理學、論理學、哲學概論

法制 法學通論、經濟學通論、憲法、皇室典範

英語 講讀、作文

體操 教練、武道

本科第三學年、第四學年

第一部

神道 神道概論、神道史、神祇史、祝詞及全作文、古典解說、神社祭式

修身 國民道德論、倫理學、東洋倫理學史、西洋倫理學史

國語 講讀、作文作歌、文法、文學概論、言語學

漢文 講讀、作文、文法、漢文學史

哲學 宗教學、社會學、教育學、教授法

法制 古代法制、有職故實、神社法令

英語 講讀、作文

體操 教練

第二部

神道 神道概論、神道史、神祇史、祝詞及全作文、古典解說、神社祭式

修身 國民道德論、倫理學史、東洋倫理學史、西洋倫理學史

歷史 國史、東洋史、西洋史、考古學、古文書學、史學概論、史學研究法

哲學 宗教學、社會學、教育學、教授法

法制 古代法制、有職故實、神社法令

英語 講讀、作文

體操 教練

第十一條 各學年ノ學科課程及每週授業時數ハ左表ニヨル

本科第一學年、第二學年

學科	學年	第一學年	第二學年	時每數週
修身	第一學年	禮實 踐倫	實 踐倫	二
國語	第一學年	講讀、 學作文	講讀、 語作文	四
漢文	第一學年	講讀、 作文	講讀、 作文	四
歷史	第一學年	國史、 東洋史	國史、 東洋史	八
哲學	第一學年	心理學	論學概	二
法制	第一學年	經濟學 通論	憲法 典範	二
英語	第一學年	講讀、 作文	講讀、 作文	六
體操	第一學年	武教 道練	武教 道練	四
計	第一學年			三三
修身	第二學年			一
國語	第二學年			六
漢文	第二學年			六
歷史	第二學年			八
哲學	第二學年			二
法制	第二學年			一
英語	第二學年			四
體操	第二學年			四
計	第二學年			三三

本科第三學年、第四學年
第一部

學科	學年	第三學年	第四學年	時每數週
神道	第三學年	神道概論、 神道史、 神祇史、 祝詞及全文	古典 神學 說式	六
修身	第三學年	國民道 理學	西洋倫 理學	四
國語	第三學年	講讀、 作文	講讀、 作文	八
漢文	第三學年	講讀、 作文	講讀、 作文	八
哲學	第三學年	宗敎 社會學	敎育 法學	三
法制	第三學年	古代 法學	神學 法學	二
英語	第三學年	講讀、 作文	講讀、 作文	二
體操	第三學年	教 練	教 練	二
計	第三學年			三三
神道	第四學年			四
修身	第四學年			四
國語	第四學年			八
漢文	第四學年			八
哲學	第四學年			三
法制	第四學年			二
英語	第四學年			二
體操	第四學年			二
計	第四學年			三三

第二部

學科	學年	第三學年	時數	第四學年	時數
神道	神道概論、神道史、神祇史 祝詞及全文	六	古	古	四
修身	國民道徳學論	四	東洋倫理學史	東洋倫理學史	四
歷史	國史、東洋史、西洋史、 考古學	一四	西洋倫理學史	西洋倫理學史	一六
哲學	宗敎學	三	國史、東洋史、西洋史、 古文書學	國史、東洋史、西洋史、 古文書學	三
法制	古代法制	二	神有職社法	神有職社法	二
英語	講讀、作文	二	講讀、作文	講讀、作文	二
體操	敎練	二	敎練	敎練	二
計		三三			三三

科外

雅樂 (隨意科)

科外講義 (臨時)

第二節 入學、退學及休學

第十二條 學生募集ノ期日人員及試驗場等ハ官報、新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ廣告ス

第十三條 本科第一學年ニ入學セシムヘキ者ハ左記各號ノ一ニ該當シ本館ノ身體検査ニ合格シ

タル者ニ限ル

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ中學校ノ卒業生ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定セ

ラレタル者

四、本館普通科ヲ卒業シタル者

第十四條 入學志願者募集定員ニ超過シタル場合ニ於テハ選抜試驗ヲ行フ

第十五條 入學志願者ハ入學願書(書式第一號)ニ左ノ書類及檢定料金五圓ヲ添ヘ指定ノ期日マテニ差

出スヘシ

一、戶籍抄本

二、卒業學校ノ學業成績點數及品行ニ關スル當該學校長ノ證明書又ハ專門學校入學者試験檢
定合格證明書(書式第二號)

三、最近寫眞

第十六條 既納ノ檢定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第十七條 入學志願者ハ第三學年並第四學年ニ於テ履修スヘキ第一部及第二部ニツキ其ノ志望
順位ヲ入學願書ニ記載スヘシ

第十八條 入學許可ヲ得タル者ハ四週日以内ニ其ノ父兄又ハ親族ヲ以テ身元保證人ト定メ在學

證書(書式第三號)及戶籍謄本ヲ差出スヘシ

但シ父兄親族アラサル者ハ公民權ヲ有シ相當資産アル者ヲ以テ保證人トナスコトヲ得

第十九條 保證人死亡シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ事故ノ生シ

タル日ヨリ十日以内ニ在學證書(書式第三號)ニ準シ保證書ヲ調製シ之ヲ届出ツヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事實アル者ハ除名ス

一、正當ノ理由ナクシテ引續キ一箇月以上缺課シタル者

二、出席常ナラサル者

三、授業料ノ督促ヲ受ケ一箇月ヲ經ルモ猶ホ之ヲ納付セサル者

四、學年成績ニ於テ引續キ二回及第セサル者

五、學年成績ニ於テ及第セサル者ニシテ次學年始業後一週日以上無届缺課シタル者

六、體質虛弱又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

第二十一條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ因リ退學セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人
連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ニ因ル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第二十二條 學生ニシテ疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ因リ三箇月以上修學ヲ中止セントスルト
キハ館長ノ許可ヲ得テ休學ヲ爲スコトヲ得

休學ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス

休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ願ニヨリ復學ヲ許スコトアルヘシ

第三節 進級及卒業

第二十三條 學生ノ進級及卒業ハ學業成績ニ依リ之ヲ定ム

第二十四條 學業成績ヲ分チテ左ノ三種トス

一、學期成績

二、學年成績

三、卒業成績

第二十五條 學期成績ハ第一學期、第二學期ノ各終ニ於テ學期試験ヲ行ヒ平素ノ成績ヲ參按シ之ヲ定ム

第二十六條 學年成績ハ每學年ノ終ニ於テ學年試験ヲ行ヒ其ノ成績ト學期成績トヲ平均シテ之ヲ定ム

第二十七條 試験ハ學科ノ性質ニ依リ之ヲ省キ若ハ臨時ニ行フコトアルヘシ

第二十八條 各學課目ノ成績ハ一百點ヲ以テ滿點トス

第二十九條 學年成績ニ於テ各學課目ノ成績六十點以上ヲ及第トス但シ全學課目成績平均六十點以上ニシテ六十點未滿五十點以上ノ成績ヲ有スル學課目三以內ナルトキハ及第セシムルコトアルヘシ

第三十條 卒業成績ハ各學課目ニ就キ各學年ノ學業成績ヲ合セ其ノ學年ノ數ヲ以テ除シテ得タルモノトス

第三十一條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲メ試験ニ缺席シタル者又ハ兵役ニ服スル爲メ試験ヲ受クルコト能ハサル者ハ詮議ノ上特別試験ヲ行フコトアルヘシ

第三十二條 本館所定ノ學科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第四節 特待生及館費生

第三十三條 學生中身體強壯品行方正學術優等ニシテ他ノ模範タルヘキ者アルトキハ選ヒテ特待生トス

第三十四條 特待生ニハ授業料ヲ免除ス

第三十五條 卒業生ニシテ他ノ高等ノ學校ニ入りタル者ハ其ノ願ニ依リ之ヲ館費生ニ採用スルコトアルヘシ

第三十六條 館費生ニハ其ノ學校所定ノ修學期間中毎月金參拾圓以內ノ學資ヲ給與ス但シ病氣又ハ事故ニ依リ休學久シキニ亘ルトキハ一時給費ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十七條 館費生ニ選定セラレタル者ハ保證人ヲ定メ誓約書(書式第四號)ヲ差出スヘシ

第三十八條 館費生病氣又ハ事故ノ爲メ休學シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ直ニ館長ニ届出ツ

第三十九條 館費生ハ本館ノ許可ヲ得スシテ報酬ヲ受クル職務ニ就クヲ得ス

第四十條

館費生ハ其ノ學年ノ終リ毎ニ修業ノ狀況ヲ報告スヘシ

第四十一條 特待生ニシテ其ノ名譽ニ反スル行爲アリト認ムルトキハ之ヲ解除スヘシ

館費生半途廢學シ若ハ學業不進又ハ品行不良ナルトキハ館費生ヲ免シ從來支給シタル學資

ヲ即時ニ償還セシム但シ情狀ニ依リ詮議ノ上其ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第五節 授業料

第四十二條 授業料ハ一學年金六拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付セシム但シ納付期日休日ニ當ル

トキハ順次之ヲ繰下ク

第一學期 金貳拾五圓也

納付期日

四月十三日ヨリ
全月十五日マテ

第二學期 金貳拾圓也

納付期日

九月三日ヨリ
全月五日マテ

第三學期 金拾五圓也

納付期日

一月十三日ヨリ
全月十五日マテ

第四十三條 休學中ハ授業料ヲ徴收セス

復學ヲ許サレタル者ノ授業料ハ月割ヲ以テ其ノ月ヨリ納付セシム

第四十四條 特待生ヲ解除シタルトキハ授業料ハ次學期ヨリ之ヲ納付セシム

第四十五條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第四章 研究科

第四十六條 研究科學生ハ本館本科卒業生及之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノニシテ入學ヲ志

望スル者ニツキ館長之ヲ許可スルモノトス

第四十七條 研究科ニ入學セントスル者ハ書式第一號ニ準シ入學願書ヲ差出スヘシ但シ本科卒

業生以外ノ入學志望者ニ在リテハ第十五條ヲ適用ス

第四十八條 研究科學生ニシテ所選ノ學科ヲ履修シタルトキハ研究論文ヲ提出セシメ成績考査

ノ上修業證明書ヲ授與スルモノトス

第四十九條 第十六條、第十八條、第十九條、第二十條第一號、第三號及第六號、第二十一條、
第四十二條及第四十五條ハ研究科學生ニ之ヲ適用ス

第五章 普通科

第一節 學科課程

第五十條 各學年ノ學科課程及每週授業時數ハ左表ニヨル

學科課程表

學科	學年	每週時數
神道	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	二
	第四學年	二
修身	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	一
	第四學年	一
國語	第一學年	六
	第二學年	六
	第三學年	六
	第四學年	四
漢文	第一學年	三
	第二學年	三
	第三學年	三
	第四學年	三
歷史	第一學年	四
	第二學年	四
	第三學年	二
	第四學年	二

學科	學年	每週時數
法制	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	二
	第四學年	二
有職	第一學年	一
	第二學年	一
	第三學年	一
	第四學年	一
地理	第一學年	一
	第二學年	一
	第三學年	一
	第四學年	一
哲學	第一學年	一
	第二學年	一
	第三學年	一
	第四學年	一
英語	第一學年	四
	第二學年	三
	第三學年	三
	第四學年	三
數學	第一學年	三
	第二學年	三
	第三學年	三
	第四學年	三
理科	第一學年	二
	第二學年	二
	第三學年	二
	第四學年	二
簿記	第一學年	一
	第二學年	一
	第三學年	一
	第四學年	一
圖書	第一學年	一
	第二學年	一
	第三學年	一
	第四學年	一
體操	第一學年	五
	第二學年	五
	第三學年	四
	第四學年	四
計	第一學年	三
	第二學年	三
	第三學年	三
	第四學年	三

第五十一條 前條ニ定ムル所ノ學科課程ノ外四學年間ニ課スヘキ實習ノ要目左ノ如シ但シ實習

ハ休業期間ニ於テ之ヲ課スルコトアルヘシ

- 普通禮式
- 神宮祭式
- 神社祭式
- 雜祭式
- 殿内裝飾
- 祭場辨備
- 神饌調理
- 祭具調製
- 裝束衣紋
- 雅樂
- 社務實習

第五十二條 前二條ノ外必要ニ應シ科外トシテ講義又ハ實習ヲ課スルコトアルヘシ

第二節 入學、退學及休學

第五十三條 普通科第一學年ニ入學セシムヘキ者ハ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ左ノ各號ノ要件ヲ具備シ神宮大宮司、地方長官若ハ道府縣神職會長ヨリ薦舉セラレシ者タルヲ要ス

- 一、資性善良品行方正ニシテ身體健全ナル者
- 二、卒業後神職タラントスル志操堅固ナル者

第五十四條 生徒ノ募集ニツキテハ館長ニ於テ毎年薦舉ニ關スル要件ヲ定メ神宮大宮司ニ報告スルト共ニ之ヲ各地方長官及各道府縣神職會長ニ通知スルモノトス

第五十五條 薦學生ノ數募集定員ニ超過シタル場合ニ於テハ館長ハ薦學生ノ學業成績書、身體

検査書及履歷書ヲ參按シ入學セシムヘキ者ヲ選抜ス

第五十六條 入學許可ヲ得タル者ハ四週日以内ニ身元保證人二名ヲ定メ誓約書(書式第五號)及戶籍謄本ヲ差出スヘシ

保證人ノ中一名ハ本人ノ父兄又ハ親族ニシテ公民權ヲ有スル者其ノ他ノ一名ハ丁年以上ノ男子ニシテ所得稅ヲ納ムル者タルヘシ

第五十七條 保證人死亡シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ事故ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ保證人連署ノ届書ヲ差出スヘシ

新規保證人ハ前條誓約書ニ準シ身元證明書ノ添付ヲ要ス

第五十八條 第二十條第一號、第二號及第四號乃至第六號、第二十一條及第二十二條ハ普通科生徒ニ之ヲ適用ス

第三節 進級及卒業

第五十九條 生徒ノ進級又ハ卒業ニ付テハ各學年末ニ於テ其ノ學年ノ學業成績及勤惰操行ヲ考查シテ之ヲ定ム

第六十條 前條ノ考查ニ合格セサル者ハ次學年ノ始ヨリ原級ノ全課程ヲ再修セシム

第六十一條 本館所定ノ學科及實習ヲ履修シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第四節 學資補給

第六十二條 生徒ニハ在學中學資ノ補給ヲナス

學資ノ補給ハ月額十圓以內トス

第六十三條 生徒休學シタルトキ若ハ停學ニ處セラレタルトキハ其ノ期間學資ノ補給ヲ停止ス

第六十四條 第二十條ニヨリ除名セラレタル者、第六十七條ニヨリ放校ニ處セラレタル者、若

ハ自己ノ便宜ニヨリ退學シタル者ニ對シテハ其ノ在學中支給シルタ學資ヲ即時ニ償還セシム但シ情狀ニ依リ詮議ノ上其ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第六章 賞 罰

第六十五條 學生生徒ニシテ本館ノ命シタル勤務ニ就キ克ク其ノ責ヲ果シタル者若ハ學術操行

ニ關シテ特ニ推獎スヘキ者ニハ賞品ヲ授與スルコトアルヘシ

第六十六條 學生生徒ニシテ卒業ノ際成績優等品行方正ナル者ニハ恩賜獎學費ヲ以テ賞品ヲ授

與スルコトアルヘシ

第六十七條 館則其ノ他命令規則ニ背戾シ又ハ本館ノ學生生徒タル體面ヲ汚シタル者ハ之ヲ懲

罰ス懲罰ヲ分チテ左ノ三種トス

一、譴責

二、停學

三、放校

第七章 寄宿寮及學寮

第六十八條 本館ニ寄宿寮及學寮ヲ置ク

寄宿寮ニハ本科學生ヲ寄宿セシム

學寮ニハ普通科生徒ヲ寄宿セシム

第六十九條 本科學生ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ外外宿スルコトヲ許サス

一、本館ヲ離ル、一里半以內ニ居住スル父兄ノ家在在ル者ニシテ父兄ノ出願ニヨリ期限ヲ定

メ外宿ヲ許シタル者

二、疾病其ノ他本館ノ都合ニ依リ臨時外宿ヲ命シタル者

三、旅行、歸省其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ所要ノ日數ヲ限リ外宿ヲ許シタル者

第七十條 普通科生徒ハ前條第二號及第三號ニ該當スル者ノ外外宿スルコトヲ許サス

第七十一條 本科寄宿生ハ舍費トシテ毎月(八月ヲ除ク)金壹圓ヲ其ノ月十五日マテニ納付スヘシ但シ

第六十九條各號ノ外宿ニシテ全一箇月ニ亘ルモノアルトキハ其ノ月ニ限り之ヲ徵收セス

第八章 補則

第七十二條 本則ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ神宮大宮司ノ認可ヲ得テ館長之ヲ定

三ム

附則

本則ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年二月一日神宮司廳達第一號神宮皇學館規則改正ノ際従前ノ規則ニヨリ入學シ現ニ在學セル學生ニ對シテハ仍従前ノ規則ニ依ルモノトス

(書式第壹號)

入學願書 (用紙美濃紙)

私儀御館本科第一學年(研究科)へ入學仕度候

ニ付御許可相成度此段奉願候也

志望順位 第一志望第 部 第二志望第 部

本籍

現住所

族主稱
ノ戸主
ノ續柄

戸主又ハ
父兄ノ職業

右側ニ假名ヲ附スベシ
氏名印

願書提出
ノ日付

年 月 日 生 年 月 日 年 月 日生

神宮皇學館長氏 名殿

履 歷		履 歷	
罰	賞	業 職	學 履

(書式第貳號)
 學業成績證明書 (用紙美濃紙)

右ノ者何年何月何日本校第何學年ニ入學何年何月何日本校ヲ卒業(又ハ本校ニ於テ專門學校入學者試験檢定ニ合格)シタル者ニシテ本校在學中ノ成績(又ハ試験成績)操行左ノ通ニ相違無之候也

道、廳、府縣、華、士族
 氏 名

年 月 日 生

年 月 日

何學校長 氏

名 印

神宮皇學館長 氏 名 殿
 學業成績表

		學 級 / 科 目	
第一學年	修身	何	何
	何	何	何
	何	何	何
	何	何	何
	何	何	何
	平均		
第二學年	席次	何人中 第何番	操行

第三學年									
第四學年									
第五學年									

備考 専門學校入學者試験檢定ノ合格者ニ在リテハ試験科目及其評點竝ニ合格者
 總人員中ノ席次ヲ掲クルモノトス

(書式第三號)

參錢收 在學證書 (用紙美濃紙 壹)

入印紙

私儀今般御館本科(研究科)ニ入學御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守リ専心ニ勉勵可致
 ハ勿論卒業ニ至ル迄濫ニ轉學退學等致間敷候仍テ證書如此ニ候也

本籍地

族籍、戶主又ハ戶主トノ續柄

氏

名印

年月日生

右何某在學中御規則堅ク可爲相守ハ勿論退學後タリトモ同人在學中ニ係ル一切ノ事件ハ拙
 者ニ於テ引受可申候此段保證仕候也

本籍地

現住所

何某父兄伯叔父又ハ縁故者等

族籍、職業

年月日

保證人 氏

名印

神宮皇學館長 氏 名 殿

追テ保證人向後轉住改印等ノ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ速カニ御届可申候也
 前書保證人何某ハ當市町内ニ居住シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年月日

何市町村長 何

某印

(書式第四號)

參錄收
入印紙

誓約書

(用紙美濃紙
通)

私儀今般御館館費生ニ御選拔被下候ニ就テハ館費生ニ關スル規則ヲ遵奉可致ハ勿論成業後
滿一箇年以内ニ於テ御命令有之候節ハ學資ノ給與ヲ受ケタル年數ト均シキ年限内御館御指
定ノ職務ニ從事可仕此段誓約仕候也

本籍地

現住所

卒業生 氏

名 印

右何某今般御館館費生ニ御選拔被下候ニ就テハ右誓約書ノ通本人ヲシテ其ノ義務ヲ履行セ
シムヘキハ勿論萬一半途廢學若ハ其ノ他事故ノ爲學資償還ヲ命セラレ本人ニ於テ其ノ義務
相怠リ候節ハ拙者ニ於テ必辨償可仕此段保證仕候也

本籍地

(書式第五號)

參錄收
入印紙

誓約書

(用紙美濃紙
通)

神宮皇學館長 氏 名 殿
追テ保證人向後轉住改印等ノ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ速カニ御届可申候也
前書保證人何某ハ當_{市町}内ニ居住シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

現住所

保證人 氏

名 印

年 月 日

何市町村長 何

某 印

私儀今般御館普通科ニ入學御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守リ專心ニ勉勵可致ハ勿論
卒業ニ至ル迄濫ニ轉學退學等致間敷萬一半途退學若ハ其ノ他事故ノ爲學資償還ヲ命セラレ
候節ハ直チニ返納可致此段誓約仕候也

本籍地

族籍、戸主又ハ戸主トノ續柄

氏

名 印

年月日生

前書之通相違無之仍テ同人在學中ニ係ル一切ノ事件ハ拙者共ニ於テ引受可申此段保證仕候也

年月日

(書大正正)

本籍地

現住所

何某父兄伯叔父又ハ縁故者等

族籍、職業

保證人 氏

名 印

年月日生

本籍地

現住所

族籍、職業

保證人 氏

年月日生

名 印

神宮皇學館長 氏 名 殿

追テ保證人向後轉住改印等ノ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ速カニ御届可申候也

前書保證人何某ハ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年月日 何市町村長 何 某 印

前書保證人何某ハ丁年以上ノ男子ニシテ所得稅ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日 何市町村長 何 某 印

第一一 評議委員會規程

神宮皇學館評議委員會規程

- 第一條 神宮皇學館官制第八條ニ依リ神宮皇學館ニ評議委員會ヲ置ク
- 第二條 評議委員ハ教育上經驗ヲ有スル者及内務省高等官ノ内ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 評議委員會ハ學科課程其ノ他館長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議シ又ハ内務大臣ノ諮問ニ答申スルモノトス
- 第四條 評議委員會ノ會議ハ館長之ヲ開キ其ノ議案ヲ提出スヘシ但シ評議委員ノ意見アルトキハ之ヲ議案トナスコトヲ得
- 第五條 評議委員會ノ決議ハ館長ヨリ神宮大宮司ヲ經テ内務大臣ニ報告スルモノトス

第二 神宮皇學館普通科主事及生徒監設置ノ件

(昭和二年三月三十一日
神宮司廳達第三號)

- 第一條 神宮皇學館ニ普通科主事一人生徒監若干人ヲ置ク

- 第二條 普通科主事及生徒監ハ神宮皇學館教諭ノ中ヨリ館長之ヲ命シ神宮大宮司ニ報告スヘシ
 - 第三條 普通科主事ハ館長ノ命ヲ承ケ生徒ノ教育ニ關スル事務ヲ掌理ス
 - 第四條 生徒監ハ普通科主事ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ニ從事ス
- 附 則
- 本達ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四 神宮皇學館處務規程

(大正二年一〇月一六日
神宮司廳訓令第一七號)

- (沿革) 大正二年一月二日神宮司廳訓令第一八號。三年一月二九日同第一號。同年一〇月三〇日同第一一號。四年八月三〇日同第一一號。五年三月二五日同第二號。一〇年十二月二〇日同第六號。一二年四月二五日同第四號改正
- 神宮皇學館處務規程左ノ通改正ス

神宮皇學館處務規程

- 第一條 神宮皇學館長ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外左ニ掲クル事項ハ之ヲ專決スルコトヲ

得

- 一 部下職員ノ出張
- 二 部下職員ノ看護歸省、墓參、轉地療養若ハ忌引賜暇中ノ旅行
- 三 部下職員ノ除服出仕
- 四 部下職員ノ受験願
- 五 月俸五十圓以内ノ雇員、年額千八百圓以内ノ講師及年額千二百圓以内ノ囑託員ノ採用解免
- 六 雇員一時金給與
- 七 神宮皇學館及附屬土地建物ノ管理
- 八 物品會計規則第十六條第二項但書ニ於ケル吏員ノ命令

第二條 第一條第三號第五號及第六號ニ付テハ專決ノ都度氏名其ノ他ノ要件ヲ神宮大宮司ニ報告スヘシ

第三條 神宮皇學館長ハ經伺ノ上左ノ規定ヲ設クルコトヲ得

一 館務分掌規程

二 館員服務心得

三 貸費生及館費生ノ義務ニ關スル細則

第四條 第一條及第三條各號ノ事項ニシテ制規定例トナルヘキモノヲ設定シ若ハ改廢シタルトキハ其ノ都度全文ヲ掲ケ神宮大宮司ニ報告スヘシ但シ神宮公報ニ登載スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 神宮皇學館長ハ前學年中施行シタル學事及事務ノ狀況ヲ毎年四月末日迄ニ神宮大宮司

ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正十一年十二月十七日ヨリ之ヲ適用ス

第五 神宮皇學館館務分掌規程

(大正二年四月二十四日 神宮司廳訓令第五號)

(沿革) 大正一五年七月一三日神宮皇學館訓令第一號

神宮皇學館館務分掌規程左ノ通改正ス

神宮皇學館館務分掌規程

第一條 神宮皇學館ニ教務部、學生監部、圖書部及庶務部ヲ置ク

第二條 各部ニ部長一名部員若干名ヲ置ク

第三條 部長ハ館長ノ命ヲ承ケ各主管ノ事務ヲ掌理ス

第四條 部長ハ館長ノ指揮ヲ承ケ分擔ノ事務ニ從フ

第五條 教務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 授業及教課ニ關スル事項

二 試驗及成績ニ關スル事項

三 教授會ニ關スル事項

四 野外演習、遠足、修學旅行及研究旅行ニ關スル事項

五 教室教具及講堂ノ整理ニ關スル事項

六 研究室及歴史參照室ニ關スル事項

七 卒業生ニ關スル事項

八 學生ノ募集ニ關スル事項

九 主管ニ屬スル文書及統計ノ編纂保存ニ關スル事項

一〇 其他教務ニ關スル一切ノ事項

第六條 學生監部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學生風紀ノ監督指導ニ關スル事項

二 學生ノ勤惰及賞罰ニ關スル事項

三 學生ノ衛生及身體検査ニ關スル事項

四 學生ノ願届書ニ關スル事項

五 學籍及兵役ニ關スル事項

六 學生ノ休學及退學ニ關スル事項

- 七 學生ノ汽車汽船運賃割引證ニ關スル事項
 - 八 學生ノ集會及揭示ニ關スル事項
 - 九 學生控所及集會所ノ整理ニ關スル事項
 - 一〇 學寮ノ當直ニ關スル事項
 - 一一 寮費ニ關スル事項
 - 一二 炊事ニ關スル事項
 - 一三 主管ニ屬スル文書及統計ノ編纂保存ニ關スル事項
 - 一四 其他學生ノ取締ニ關スル一切ノ事項
- 第七條 圖書部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 圖書印章ノ管守ニ關スル事項
 - 二 圖書ノ購入修理ノ計畫ニ關スル事項
 - 三 圖書ノ保存及整理ニ關スル事項
 - 四 圖書ノ受入ニ關スル事項

- 五 圖書ノ目錄編纂ニ關スル事項
 - 六 圖書ノ閱覽及貸付ニ關スル事項
 - 七 主管ニ屬スル文書及統計ノ編纂保存ニ關スル事項
 - 八 其他圖書ニ關スル一切ノ事項
- 第八條 庶務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 御眞影詔勅及令旨ノ保管ニ關スル事項
 - 二 館長印及館印ノ管守ニ關スル事項
 - 三 機密文書ニ關スル事項
 - 四 儀式ニ關スル事項
 - 五 職員ノ服務ニ關スル事項
 - 六 職員會議ニ關スル事項
 - 七 當直ニ關スル事項
 - 八 令達告示及諸規則ノ立案審査ニ關スル事項

九 成案文書官報公報及新聞紙ノ查閱整理ニ關スル事項

一〇 公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項

一一 公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項

一二 本館一覽統計報告及揭示公報告ニ關スル事項

一三 來館者ノ接遇ニ關スル事項

一四 土地建物ノ管理ニ關スル事項

一五 館中ノ取締及營繕ニ關スル事項

一六 衛生及洒掃ニ關スル事項

一七 傭人ニ關スル事項

一八 歳入歳出豫算及決算ニ關スル事項

一九 金錢ノ收支ニ關スル事項

二〇 物品ノ出納保管及處分ニ關スル事項

二一 通信運搬ニ關スル事項

二二 其他各部ノ主管ニ屬セサル一切ノ事項

第九條 各部ノ主管事項ニシテ他部ニ關聯スルモノハ合議スルモノトス

(沿革) 大正一五年七月一六日神宮皇學館訓令第二號

神宮文庫事務取扱ニ關スル件左ノ通り相定ム

神宮文庫事務取扱ニ關スル件

神宮文庫ノ事務ハ神宮皇學館圖書部長及庶務部長ヲシテ掌理セシム

前項ニヨル各部長ノ分掌事項及其取扱方ニ付テハ神宮皇學館々務分掌規定ヲ準用ス

第六 神宮皇學館當直規程

(明治三七年六月二二日)
神宮皇學館達第二號

(沿革) 明治四三年五月二日館達第二號改正

神宮皇學館當直規程左ノ通改正ス

神宮皇學館當直規程

- 第一條 當直ハ一名トシ判任官及雇ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 當直割當ハ庶務部ニ於テ豫メ一ヶ月毎ニ番表ヲ製シ各員ノ認印ヲ徵ス
- 第三條 當直ノ勤務ハ休館日又ハ平日退館時限ヨリ翌日登館時限迄トス
- 第四條 休館日ノ當直交代ハ平日ノ登館時限ニ依ル
- 第五條 當直割當ノ後公務若クハ疾病、忌引等ノ事故ヲ生シタル時ハ臨時當番ヲ割當補充ス
- 第六條 當直ヲ交換シタル時ハ庶務部ニ通告スルヲ要ス
- 第七條 休館日當直ノ者ハ公務ノ繁閑ニ依リ翌日休暇スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ庶務部へ通告スヘシ
- 第八條 當直員ハ各部所管ノ鍵函ヲ管守スヘシ
- 第九條 當直員ハ左ノ簿冊ヲ管理シ勤務終了ノ際庶務部又ハ次番ニ引繼クヘシ
 - 一 當直日誌
 - 一 當直規程



- 一 當直番表
 - 一 郵便受付簿
 - 一 發送簿
 - 一 證印簿
 - 一 郵便電信規則
- 第十條 當直員ハ臨時郵便電信發送用トシテ庶務部ヨリ郵便切手ヲ領置スヘシ
- 第十一條 當直日誌ニハ月日官氏名及當日取扱ヒタル事務ノ要領ヲ記載スヘシ
- 發送簿ニハ發送文書ノ種類宛名及郵税額等ヲ詳記スヘシ
- 證印簿ニハ職員宛學生宛文書ノ種類又ハ物件ノ員數ヲ記載シ職員宛ノモノハ職員各自ニ學生宛ノモノハ學生監ニ送付シ各受領印ヲ徵スヘシ
- 第十二條 館長宛親展書其他職員宛ノ電報又ハ親展封書ニシテ至急ノ表示アルモノハ遲滞ナク送達スヘシ
- 第十三條 至急ヲ要スル事アル時ハ臨機適應ノ處分ヲナシ又ハ主務部員ノ登館ヲ求ムヘシ

第十四條 各員退館後ハ各室ヲ巡視シ文書ノ散逸等アルトキハ之ヲ檢收シ特ニ火ノ元戸締ニ注意スヘシ

第十五條 非常ノ節ハ御眞影ヲ安全ノ地ニ奉移シ館長ニ急報シ門戸ノ開閉點燈ノ配置文書其他重要品ノ搬出保護等臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七 神宮皇學館職員服務心得

(大正二年一月二七日)
神宮皇學館訓令第四號

(沿革) 大正六年一月二五日館訓令第一號改正

神宮皇學館職員服務心得左ノ通改正ス

神宮皇學館職員服務心得

第一條 新ニ任命セラレタル者ハ直ニ現住所ヲ館長ニ届出テ且五日以内ニ履歷書ヲ差出スヘシ

但シ履歷ニ關スル異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨速ニ館長ニ届出ツヘシ

第二條 職員出勤スレハ先ツ勤仕簿ニ捺印スヘシ

第三條 疾病又ハ事故ノ爲メ出勤時限ヨリ一時間以上ヲ過キ出勤シタルトキハ其事由ヲ館長

(館長不在ノトキ)
ハ主務上席者)ニ陳述スヘシ

第四條 執務中疾病又ハ事故ノ爲メ退出セントスルトキハ其ノ事由ヲ館長(館長不在ノトキ)
ハ主務上席者)ニ申出

承諾ヲ受クヘシ

第五條 執務時間外若ハ休暇日ニ服務スルトキハ其ノ事由ヲ當直員ニ通告スヘシ

第六條 疾病又ハ事故ノ爲メ出勤スルコト能ハサルトキハ其ノ病狀又ハ事故ノ要領ヲ記載シ當

日ハ午前中(受持授業アル者ハ)
其ノ授業時限前)館長ニ届出ツヘシ

病氣缺勤七日以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ爾後届出ノ都度亦同シ但シ休暇日

ノ前後共缺勤ノトキハ其ノ休暇日ハ之ヲ缺勤日數ニ通算ス

第七條 證人又ハ鑑定人トシテ裁判所ニ召喚ヲ受ケタルトキハ其ノ裁判所、事件及期日ヲ記載

シ大宮司ノ認可ヲ請フヘシ同事件ニ付キ引續キ出頭ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ都度大宮司

ニ届出ツヘシ

第八條 父母ノ祭日ニハ其ノ旨館長ニ届出ツヘシ

第九條 忌服ヲ受ケタルトキハ其ノ親族ノ續柄及忌服日數ヲ記載シ館長ニ届出ツヘシ

第十條 病氣看護、墓參、轉地療養ノ爲又ハ忌引、賜暇中旅行セントスルトキハ其ノ事由、旅行ノ期日及旅行先ヲ記載シ轉地療養ニハ醫師ノ診斷書、看護ニハ其ノ事實ヲ認ムヘキ書類ヲ添ヘテ館長ノ許可ヲ請フヘシ

旅行許可期限内ニ歸着シ難キ場合ニ於テハ前項ニ準據シ許可ヲ得タル期限内ニ延期ノ追願ヲ爲スヘシ但シ天災等ノ爲期限内追願ノ手續ヲ爲ス能ハサル場合ハ官公署ノ證明書ヲ添ヘ歸着後之ヲ爲スコトヲ得

第十一條 出張ヲ命セラレタルトキハ出發届ヲ發程前ニ、歸館届ヲ歸着ノ翌日迄ニ館長ニ差出スヘシ但シ至急ノ場合ニ於テハ歸館ノ上發着ヲ届出ツルモ妨ケナシ

第十二條 出張シタル者ハ歸館ノ日ヨリ三日以内ニ復命書ヲ館長ニ差出スヘシ但シ輕易ノ事件ニ付テハ口頭ヲ以テ復命スルモ妨ケナシ

第十三條 徴兵検査又ハ召集、簡閱点呼ノ令狀ヲ受ケタルトキハ其ノ寫ヲ添ヘ出發及歸着ノ月日地名ヲ記載シ速ニ館長ニ届出ツヘシ

第十四條 退館ノ節ハ簿書類ヲ取纏メ散逸セサル様注意スヘシ但シ重要ノ物件ハ特ニ當直員ニ保管ヲ託スヘシ

第十五條 神宮所管ノ建設物又ハ其ノ附近ニ災害若ハ不慮ノ事變アルトキハ速ニ駆付警戒及防禦ニ從事スヘシ

第八 神宮皇學館學生取締規則

(大正三年四月八日
神宮皇學館訓令第二號)

神宮皇學館學生取締規則左ノ通定ム

神宮皇學館學生取締規則

第一條 學生ハ本館ノ規則命令ヲ遵奉シ苟モ學生タル體面ヲ汚ス所行アルヘカラス

第二條 學生ハ始業時間ヨリ終業時間迄(祭式ノ時間ヲ除ク)ハ必ス制服ヲ着用シ本館所定ノ式日並ニ神宮參拜等凡テ隊伍ヲ整ヘ行動スル場合ニハ必ス制服制帽ヲ着用シ其ノ他ハ館ノ内外ヲ問ハス制服若クハ袴ヲ著シ外出ノ際ハ必ス正帽ヲ著スヘシ但シ平常ノ場合ニ限り夏期

ニ於テハ徽章アル麥藁帽ヲ以テ制帽ニ代フルコトヲ得

第三條 集會其ノ他學生間ニテ催ス共同事件ハ豫メ學生監ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 學生ハ寮ノ内外ヲ問ハス非常ノ事アルトキハ凡テ學生監ノ指揮ニ從フヘシ

第五條 館則第五十八條第二項第三項ニ據リ外泊ヲ許可セラレタル學生ハ父兄ノ家ニ在ル者ノ

外本館所定ノ禁止區域内ニ止宿スルコトヲ得ス但シ禁止區域ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 外泊生轉宿シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第七條 病氣其ノ他事故ノ爲メ缺席セントスルトキハ其事由ヲ具シ事前ニ届出ツヘシ

第八條 引續キ三日以上缺席セントスルトキハ病氣ニ因ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ事故ニ因ルモ

ノハ保證人ノ證明書ヲ添フヘシ但シ診斷書ハ場合ニ依リ館醫ノ作爲シタルモノニ限ルコトアルヘシ

第九條 學生ヨリ差出ス願届ハ總テ館長ニ宛テ學生監部ニ差出スヘシ

第十條 病氣其ノ他事故ノ爲メ歸省又ハ旅行セントスルトキハ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ但

シ父兄ノ病氣等至急ヲ要スル場合ニ限り電報又ハ來狀ヲ以テ保證人ノ連署ニ代フルコトヲ

得

第十一條 前條ノ歸省旅行ニシテ一週間ニ亘ルトキハ本館ヨリ借用セル圖書物品ヲ返納スヘシ

第十二條 本館ノ圖書物品ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ其ノ情狀ノ如何ニ依リ之ヲ辨償セシム

ルコトアルヘシ

第十三條 本館又ハ教務庶務學生監部ヨリ發スル命令規則等ノ揭示ハ特ニ注意シテ熟讀スヘシ

第九 神宮皇學館學生生徒服制

(明治三八年七月二十八日
神宮司廳訓令乙第四號)

(沿革) 明治四二年二月一二日神宮司廳訓令乙第二號。大正四年八月三〇日同訓令第一〇號。五年三月二三日同第四號。八年三月二日同第一號昭和二年五月三〇日同訓令第六號改正

神宮皇學館學生生徒服制左ノ通改正ス

神宮皇學館學生生徒服制

第一條 神宮皇學館學生生徒ノ服制ハ別表並ニ圖式ニ依ル

第二條 制服ハ夏冬ノ二種トシ着用期間ハ夏服ハ六月一日ヨリ九月三十日冬服ハ十月一日ヨリ五月三十一日迄トス

第三條 夏期着用期間ハ帽ニ日覆ヲ付ス但シ學生ニ限リ儀式教練等ノ場合ノ外ハ略帽ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四條 新ニ入學シタル者ハ其入學許可ノ日ヨリ三週間以内ニ制服制帽ヲ調製スヘシ

別表

制帽						本 科	普 通 科	上 上 上
形状	頤紐	眼底	横章	徽章	地質			
海軍形圖ノ如シ	黒革幅三分釦金色櫻花章	革表裏黒	白線壹分五厘二條	豎八分五厘横七分厚壹分 金色圖ノ如シ	黒絨	同	同	上
同	同	同	同	同	同	同	同	上

衣上								略帽			
冬				夏				徽章	鉢卷	形状	地質
形状	袖釦	釦	地質	形状	袖釦	釦	地質				
夏ニ同シ	夏ニ同シ	夏ニ同シ	黒若クハ紺絨ヘルノ類	立襟脊廣形圖ノ如シ	輪畫ノ中央ニ花菱ヲ顯シ 全部金色直徑七分	輪畫ノ中央ニ花菱ヲ顯シ 全部金色直徑七分	霜降小倉織	制帽ニ同シ	黒色	高サ二寸五分位縁幅二寸位	麥二稈
同	同	同	黒小倉織	同	同	同	同				
上	上	上	上	上	上	上	上				

靴	脚		袴			
	脚		冬		夏	
	形状	地質	形状	地質	形状	地質
黒皮	普通	白ズツク	普通	黒若ハ紺絨ヘルノ類	普通	霜降小倉織
同上	同上	同上	同上	黒小倉織	同上	同上
短靴	上	上	上	織	上	上

圖式 (略ス)

第十 神宮皇學館館費生規則

(大正四年八月二日 神宮皇學館訓令第二號)

神宮皇學館館費生規則左ノ通定ム

神宮皇學館館費生規則

- 第一條 本館規則第二十四條ニ據リ撰定セラレタル館費生ニシテ本館ノ認許シタル學校ヲ卒業シタル者ハ本規則ヲ遵奉スヘシ
- 第二條 館費ノ支給ヲ受ケタル者ハ其ノ支給ヲ受ケタル年數ト均シキ年限内本館指定ノ職務ニ従事セシムルコトアルヘシ但シ成業後滿一ケ年ヲ經過スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 館費ヲ受ケタル者本館ノ主旨ニ背キ又ハ本館ニ對スル義務ヲ履行セサルトキハ嘗テ給與シタル館費ヲ一時ニ償還セシム
- 第四條 本館規則第二十六條ニ據リ差出シタル誓約書ハ義務解除シタルトキ之ヲ返付ス

第十一 神宮皇學館圖書閱覽規程

(大正二年五月一二日 神宮皇學館訓令第二號)

(沿革) 大正四年七月一四日館訓令第一號改正

神宮皇學館圖書閱覽規程左ノ通改正ス

第四章 神宮皇學館圖書閱覽規程

神宮皇學館圖書閱覽規程

- 第一條 本館ノ圖書ハ之ヲ書庫ニ收藏シ圖書閱覽室ヲ設ケテ職員學生生徒ノ閱覽ニ供ス
- 第二條 本館ノ圖書ニシテ授業若ハ執務上特ニ必要ノモノハ館長ノ許可ヲ經テ一定ノ個所ニ備ヘ置クコトヲ得
- 第三條 學生生徒ノ教科用書ニシテ本館收藏ノ圖書ハ差支ナキモノニ限り之ヲ貸付スルコトヲ得
- 第四條 圖書閱覽室ハ本館休日ヲ除キ毎日始業一時間前ヨリ午後九時迄之ヲ開ク但シ臨時之ヲ開閉シ若ハ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 第五條 圖書ヲ借受ケムトスル者ハ所定ノ用紙ニ書名冊數函架番號月日氏名(學生生徒ハ學級名ヲチモ附記スヘシ)ヲ詳記シ捺印ノ上係員ニ差出スヘシ
- 第六條 圖書閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、談話、喫煙其ノ他他人ノ妨害トナルヘキ行爲アルヘカラス
- 第七條 圖書閱覽室ニ於テ閱覽ノ爲借受ケ得ヘキ圖書ノ數ハ一時ニ三部十冊以内トス

- 第八條 圖書閱覽室ニ於テ閱覽ヲ了リタルトキハ直ニ係員ニ返納スヘシ
- 第九條 本館職員ハ書庫ニ入リテ圖書ヲ檢索スルコトヲ得
- 第十條 本館教官ハ十部三十冊其ノ他ノ職員ハ五部十冊ヲ限り圖書ヲ借受ケ書庫外ニ携出スルコトヲ得
- 第十一條 前條ニ據リ携出シタル圖書ハ毎年七月十五日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ
- 第十二條 携出シタル圖書ハ轉貸ヲ許サス
- 第十三條 圖書借受中之ヲ紛失シ或ハ毀損汚染シタルトキハ同一ノ圖書若ハ相當ノ代價ヲ以テ辨償セシム
- 前項ノ手續未了中ハ更ニ他ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得ス

第十二 神宮文庫規程

(大正九年五月二十八日
神宮司廳達第九號)

(沿革) 大正十一年神宮司廳達第一五號。同一五年七月二三日同達第五號改正

神宮文庫規程左ノ通定ム

神宮文庫規程

- 第一條 神宮文庫ハ神宮所藏ノ圖書ヲ保存シ別ニ定ムル規定ニヨリ之ヲ閱覽又ハ貸附セシム
- 第二條 神宮文庫ノ管理ハ神宮皇學館長ニ之ヲ委任ス
- 第三條 神宮皇學館長ハ神宮文庫ノ事務ヲ神宮皇學館職員ニ之ヲ分掌セシムルコトヲ得
- 第四條 神宮文庫ニ書記若干人ヲ置キ神宮皇學館長之ヲ命ス
書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第五條 神宮文庫ニ圖書原簿、圖書出納簿及圖書貸出簿ヲ備ヘ圖書ノ出納ヲ明記スヘシ
- 第六條 寄贈圖書ノ受入ハ神宮皇學館長ノ決裁ヲ經テ之ヲ圖書原簿ニ登載シ神宮文庫名ヲ以テ
受領書ヲ寄贈者ニ發送スヘシ
前項寄贈圖書ヲ受入レタルトキ神宮皇學館長ハ之ヲ神宮大宮司ニ報告スヘシ
- 第七條 左ニ掲クル事項ハ神宮文庫管理者タル神宮皇學館長之ヲ專行スルコトヲ得

一、月額五十圓以内ノ雇員採用解免

二、職員ノ出張

三、職員ノ看護歸省、墓參、轉地療養若ハ忌引賜暇中ノ旅行

四、職員除服出仕

五、雇員一時金給與

六、神宮文庫及附屬土地建物保管ニ關スルコト

前項第一號第四號及第五號ニ付テハ專決ノ都度神宮大宮司ニ報告スヘシ

第八條 神宮皇學館長ハ前年施行ンタル神宮文庫事務ノ狀況ヲ一月末日限り神宮大宮司ニ報告
スヘシ

第九條 神宮皇學館長ハ經伺ノ上神宮文庫職員服務規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本達施行ノ際現ニ神宮文庫書記タル者ハ別ニ辭令書ヲ用キス本規程ニ依リ神宮文庫書記ヲ命セ
ラレタルモノトス

大正九年司廳達第九號神宮文庫規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十三 神宮文庫圖書閱覽規則

(大正一五年七月一三日)
(神宮司廳達第六號)

神宮文庫圖書閱覽規則左ノ通定ム

神宮文庫圖書閱覽規則

第一條 神宮文庫圖書閱覽又ハ貸附ハ本則ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第二條 圖書閱覽時限左ノ如ク定ム

四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル 午前八時ヨリ午後九時

十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル 午前九時ヨリ午後九時迄

第三條 本文庫定期ノ休日左ノ如シ但特別ノ事由アル時ハ此ノ限ニ在ラス

國祭日及祝日

年始、年末

一月一日ヨリ三日迄
十二月二十九日ヨリ三十一日迄

前項ノ外所藏圖書ノ曝涼其他已ムヲ得サル事由ニ依リ臨時休日ノ必要アルトキハ神宮皇學

館長(以下單ニ館長ト稱ス)ハ大宮司ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 圖書ヲ閱覽セムトスルモノハ本文庫所定ノ閱覽用紙ニ規定ノ事項ヲ記入シ係員ニ差出

スヘシ但官職アルモノハ其官職名學生ハ其ノ在學ノ校名ヲ記シ住所ノ記載ヲ要セス

第五條 圖書ノ閱覽ハ一人同時ニ三部三十冊以内トス

第六條 閱覽人ハ所定ノ閱覽室以外ニ於テ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ス

閱覽中文庫外ニ出テムトスルモノハ圖書ヲ一旦係員ニ返付スヘシ

第七條 閱覽室ニ於テハ音讀、雜談、喫煙其ノ他他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ禁ス

第八條 閱覽人圖書ノ返納ヲ爲シタルトキハ閱覽用紙ニ係員ノ認印ヲ受ケ退出ノ際之ヲ返付ス

ヘシ

第九條 閱覽又ハ貸付中ノ圖書ヲ摹寫セムトスルトキハ豫メ館長ノ承認ヲ受クヘシ

第十條 閱覽人本則ニ違背スルカ又ハ係員ノ指示ニ從ハサルトキハ閱覽中ト雖モ圖書ヲ返納退

出セシムヘシ

第十一條 本文庫所藏圖書ヲ神宮所屬ノ各部署ニ於テ事務ノ參考ニ供セムトスルトキハ供用簿ニ依リ出納ヲ爲スヘシ

前項圖書ノ供用期間ハ一箇年以内トシ期間内ニ返納スルコト能ハサル場合ハ更ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 前條以外ノ官衙學校若ハ特別ノ事由ニヨリ本文庫所藏圖書ノ借覽ヲ願出テタルモノニ對シ之ヲ貸付セントスルトキ館長ハ大宮司ノ決裁ヲ經テ之ヲ貸付スルコトヲ得但圖書ヲ貸付シタルトキハ借用證書ヲ徵スヘシ

前項圖書貸付期間ハ六箇月以内トシ期限内ニ返納スルコト能ハサル場合ハ更ニ其ノ手續ヲ爲サシメ貸付ス

第十三條 神宮職員(遠隔官署在 勤員ヲ除ク)ニ對シテハ一人三部三十冊以内ヲ限り所定ノ借用證書ヲ徵シ之ヲ貸付スルコトヲ得

前項圖書貸付期間ハ一箇月以内トシ期限内ニ返納スルコト能ハサルトキハ更ニ其ノ手續ヲ爲サシメ一回限り引續キ貸付スルコトヲ得

第十四條 特種ノ圖書ヲ閱覽又ハ貸付セムトスルトキハ館長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條 貸付中ノ圖書ニシテ本文庫ニ必要ヲ生シタル場合ハ臨時之ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十六條 閱覽中若ハ借用中圖書ヲ亡失シ或ハ汚損シタルトキハ同一ノ圖書又ハ相當ノ代價ヲ辨償セシム但本條ノ手續未了ノ間ニ於テハ圖書ノ閱覽又ハ貸付ヲ許サ、ルモノトス

第十七條 本則ニ定ムルモノ、外必要ナル事項ハ館長之ヲ定ム

第十四 神宮參拜規程

(大正二年一月二〇日 神宮皇學館訓令第三號)

神宮參拜規程左ノ通定ム

神宮參拜規程

第一條 參拜ニ出向ノ際ハ左ノ服裝ヲ爲スヘシ

職員 通常服「シルクハット」又ハ黒山高帽但シ病氣其ノ他事故アルトキハ紋付羽織袴ヲ

以テ代用スルコトヲ得

學生制服、制帽

第二條 全學生ヲ以テ左ノ五個分隊ヨリ成ル一個中隊ヲ編制シ學生監ノ指揮ニ付ス

第一分隊 本科第四學年生

第二分隊 本科第三學年生

第三分隊 本科第二學年生

第四分隊 本科第一學年生

第五分隊 專科生

第三條 各分隊ハ身長ノ順位ニ依リ隊伍ヲ編制シ級長(第五分隊ニ在リテハ第二學年級長ヲ以テ分隊長ニ充ツ

第四條 中隊ハ分隊順ニ整列シ分隊長ハ各其ノ所屬分隊ノ右翼ニ占位ス

中隊ノ行進ハ四列側面縱隊トシ分隊長ハ各其ノ所屬分隊ノ先頭左側ニ占位スヘシ
兩宮共表參道御橋以內ハ二列側面縱隊ヲ以テ行進ス

第五條 參拜ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ行フ

一、職員ハ二列トナリテ板垣御門内ニ參入シ外玉垣御門前ニ整列ス次ニ館長進ミテ列ノ中央前約二步ノ地位ニ占位シ一同ト共ニ拜禮ヲ行フ拜禮了レハ職員ハ右側面向キヲ爲シ御門外ニ退出ス館長ハ御門側適宜ノ地点ニ就キ學生ノ拜禮了ルヲ待チテ退出ス

二、學生ハ分隊長ノ指揮ニ依リ一分隊毎ニ二列側面縱隊ヲ以テ板垣御門内ニ參入シ外玉垣御門前ニ整列ス次ニ分隊長進ミテ隊ノ中央約二步ノ地点ニ占位シ分隊ト共ニ拜禮ヲ行ヒ了リテ右側面向キヲ爲シテ御門外ニ退出シ豫メ示サレタル地点ニ停止シテ後命ヲ待ツヘシ

第六條 分隊長ハ板垣御門外ニ於テ脱帽ヲ命シ御門退出後着帽ヲ命スヘシ

第七條 拜禮ヲ行フニハ上體ヲ靜カニ前方ニ屈シ兩手ヲ兩脚ニ添ヘテ垂下シ兩膝關節上ニ達セシメ暫時其ノ姿勢ヲ保チ然ル後徐々ニ上體ヲ起スヘシ

附則

天候其他止ムヲ得サル場合ニハ本規程ニ依ラス機宜ノ命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十五 神宮參拜日及勅語捧讀日

(明治二十三年一月二十二日)
(神宮司廳達第三二號)

(沿革) 大正三年五月一五日神宮司廳達第一二號。同年一〇月三〇日同第一八號改正

神宮參拜日及勅語捧讀日

神宮參拜日及勅語捧讀日ヲ左ノ通相定候ニ付參拜日ハ職員學生生徒一同參拜シ捧讀日ニハ同シク捧讀式ニ參列スヘシ

- 一 神宮參拜日
 - 二月十七日 (神宮祈年祭) 兩大神宮
 - 十月十六日 (神嘗祭) 豐受大神宮
 - 十月十七日 (全上) 皇大神宮
 - 十一月廿三日 (新嘗祭) 兩大神宮
- 一 勅語捧讀日

- 一月 一日 新年拜賀日
- 二月 十一日 紀元節
- 四月 廿九日 天長節
- 十月 三十日 勅語發布日
- 卒業式日
- 一 參拜及捧讀日參集時刻並ニ儀式次第ハ其都度揭示スヘシ
- 一 參拜捧讀式ニハ事故ナクシテ不參スルコトヲ得ス但シ病氣其他不得已事故アルトキハ必時刻前届出ツヘシ

第十六 神宮皇學館學生生徒喪暇規程

(大正四年七月一〇日)
(神宮皇學館訓令第三號)

神宮皇學館學生生徒喪暇規程左ノ通定ム
神宮皇學館學生生徒喪暇規程

第四章 神宮參拜日及勅語捧讀日 全學生生徒喪暇規程

- 第一條 學生生徒ノ父母、祖父母、兄弟姉妹妻子死亡シ服忌ヲ受クルトキハ直ニ届出ツヘシ
- 第二條 前條服忌ヲ受クル場合ニハ此ノ規程ニ依リ喪暇ヲ與フヘシ
- 第三條 父母ノ喪暇ハ五日祖父母兄弟姉妹妻子ノ喪暇ハ三日トス
- 第四條 喪暇ハ本人カ訃音ニ接シタル日ヨリ起算ス
- 第五條 喪暇中ハ本人ノ請願ニ依リ歸省又ハ外宿ヲ許可ス但シ此ノ場合ニハ往復ニ要スル日ヨリ喪暇ニ加算ス
- 第六條 葬式ノ當日ハ缺課セシム
- 第七條 喪暇中及葬式當日ハ缺課時數ニ算入セス

第十七 創立記念日

(明治三五年一月二十五日
神宮司廳達第二九號)

毎年四月三十日ヲ以テ神宮皇學館創立記念日ト定ム

第五章 恩賜獎學資金

- 一、明治四十四年五月 皇后陛下神宮御參拜ノ節、獎學ノ思召ヲ以テ金五百圓ヲ下賜ハル
 - 二、大正四年七月 皇太子殿下神宮御參拜ノ節、獎學ノ思召ヲ以テ金參百圓ヲ下賜ハル
 - 三、大正十一年十一月 皇后陛下本館ニ行啓ノ際獎學ノ思召ヲ以テ金五百圓ヲ下賜ハル
- 恩賜獎學資金ハ其ノ利子ヲ以テ毎年優良學生々徒ノ賞品費ニ充ツ

第六章 職員

(昭和二年九月一日現在)

○館長

正五位勳四等文學士 森田實三重

○教授

兼 森田實

從四位勳四等 松平良郎 東京

正六位文學士 千田憲 京都

正六位 石井鹿之助 廣島

從六位文學士 若山善三郎 愛知

從六位勳七等 鈴木友吉 愛知

從六位文學士 西村爲之助 滋賀

正七位文學士 小野田萬壽 東京

西洋史

漢文

國文

漢文

國史、法制

修身、漢文

國史

東洋史、英語

哲學、英語

英語

漢文

西洋史、英語

○助教授

正七位勳七等 金剛幸之助 三重

(兼) 教諭 三東義邦

川本重善 福岡

武道、作歌

武道、神社祭式

國文

○學生監

教授 鈴木友吉

助教授 川本重善

○教諭

從六位 宇仁義一 三重

修身國語

國語
漢文

○書記

從七位勳八等
(兼) 助教授
川本重善
三東義邦
島根

(兼) 助教授
金剛幸之助

片岡小次郎
三重

北出鎮吉
三重

河崎彌七
三重

上野佐太郎
三重

神社祭式

○講師

從六位

青戸波江
島根

國史、國文、法制、禮式

正六位勳六等

木村春太郎
三重

教練

陸軍歩兵少佐
從五位勳四等功五級

春木保吉
三重

教練

陸軍歩兵大尉
從六位勳五等功六級

永田癸三郎
三重

國文

國史

法制

國文

國史、普通科歷史、地理

國文

普通科理科、體操

○授業囑託

神宮福宜
正六位勳六等

大川眞澄
兵庫

山田區裁判所檢事
從五位勳五等法學士

阪本廣太郎
奈良

第八高等學校教授
正六位文學士

世良靜一
廣島

牧野純一
三重

中島唯一
愛知

佐藤虎雄
山形

伊藤正雄
大阪

陸軍騎兵特務曹長
勳八等

福山芳藏
鳥取

勳八等

渡邊万治郎
三重

神宮伶人

笠井鐵雄
三重

神宮伶人

檜山文一
三重

神宮伶人

岡田良三
三重

雅樂

普通科數學、圖書

普通科英語

神宮伶人

細野鐵太郎三重

今井重信三重

高島裕高知

○事務員囑託

宇治山田商業學校教諭

宮崎岩男佐賀

福井むめ滋賀

○雇

高山喜夫三重

宇城源三郎三重

○館醫囑託

松井彦三

○衛生顧問囑託

日本赤十字社三重支部
山田病院長 醫學博士

坂井精一山口

教練

○學校配屬將校

步兵第三十三聯隊附
陸軍歩兵中佐正六位勳三等

關谷清愛媛

○評議委員

正四位勳二等文學博士 澤柳政太郎

正三位勳一等文學博士 三上參次

從四位勳二等法學士 田所美次

從四位勳五等文學博士 松本愛重

從三位勳一等法學士 塚本清治

正三位勳一等法學博士 水野鍊太郎

正三位勳一等文學博士 上田萬年

○神宮文庫職員

書記

鈴木重道 北海道

園田守孝 三重

雇

酒德 勉三重

濱地顯雄 東京

○神宮皇學館職員分課

○教務部

部長

教授 千田 憲

(兼) 助教授 金剛幸之助

(兼) 書記 北出 鎮吉

書記 河崎 彌七

○學生監部

部長

教授 鈴木 友吉

助教授 川本 重善

講師 春木 保吉

講師 永田 癸三郎

講師 福山 芳三

事務員 福井 むめ

○圖書部

部長

(兼) 教授 千田 憲

書記 北出 鎮吉

雇 宇城 源三郎

○庶務部

部長 物品會計員 教授 西村 爲之助

道府縣別	學級別						總計
	四本 年科	三本 年科	二本 年科	一本 年科	一普 通年科		
北海道				一			一
東京			一	一			三
京都	三			五	三	一	一二
大阪	一		四	四	四		一三
神奈川	二						二
兵庫	一		六	四	二		一三
長崎	二			二	一		六
新潟				一			二
埼玉	一				一		二

第七章 學生生徒
第一 學生生徒府縣別員數表

(昭和二年九月一日現在)

○普通科

主事

生徒監

收入員書記 金剛幸之助

書記 片岡小次郎

(兼)書記 上野佐太郎

雇 高山喜夫

教諭 宇仁義一

教諭 三東義邦

書記 上野佐太郎

授業囑託 今井重信

事務員 宮崎岩男

第七章 學生生徒府縣別員數表

山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	巖手	福島
一		四		二		一	一			一		二
二	二	六	一	一					一		一	
一	二	四	一	五	一							一
三	四	三	二			二			一			
				一		二						
七	八	一七	四	九	一	五	一	〇	二	一	一	三

宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬
	一	一				九	一〇			一	一	一
一	一		四	一	三	一〇	八		一			一
	一	二		一		三	二四	二	一	一		
	二	四	三		二	四	一三	一				
			一				九		一			
一	五	七	八	二	五	二六	五四	三	三	二	一	二

第七章 學生生徒生年別員數表

種別	出生年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
合計	六三六	四二八	二七五	四一六
第一學年	六二七	四二二	二七二	四一五
第二學年	三三三	二二二	一七二	二二二
第三學年	二二二	一七二	一三二	一三二
第四學年	一三二	一三二	一三二	一三二
合計	六三六	四二八	二七五	四一六

本科 生

第二 學生生徒生年別員數表

(昭和二年九月一日現在)

臺灣	通計
一	六五
一	七五
一	八四
一	八二
一	二五
一	三三一

和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	朝鮮
一	二	二	二	一	七	二	一	一				
一	三	二	一	一	一〇	二						
一	三	一	三		二	二	五	二	一		一	一
二	一	四	四	四	八	一	三	一				
			四		三	一		一				
四	六	九	四	二	三九	八	六	七	一	〇	一	一

普通科生

種別	出生年	計
第一學年	二五七八三	二五
	六二〇〇元明四五〇四〇四	

第三 學生生徒氏名

五十音順 (昭和二年九月一日調)

本科 生

○特待生 ●級長

第四學年

愛媛今治中	●芥川	環愛媛	福岡朝倉中	井上義賢
京都福知山中	芦田九一郎	京都	長崎大村中	井上大春
大分杵築中	有馬	尙大分	愛知半田中	井上元治
愛知熱田中	石川鉄男	愛知	愛知刈谷中	岩井義治
香川高松中	石川亮一	香川	京都京都三中	今井啓一
				京都

岡山金川中	入江斧治	岡山	福島相馬中	久米正元
三重津中	植村	勳三重	愛知尾張中	久米武一
熊本玉名中	卯野木卯一	熊本	福岡中學明善	栗林明
福岡中學傳習	永島孝夫	福岡	愛知刈谷中	甲村謙一
愛知岡崎中	岡本肆郎	愛知	京都立命館中	佐伯秋太郎
鹿兒島第二鹿兒島中	尾崎史郎	香川	三重宇治山田中	坂井浩吉
石川金澤一中	小竹武夫	石川	北海道函館中	櫻田角郎
德島脇町中	大島永一	德島	群馬高崎中	佐藤祐二郎
大阪茨木中	大久保治良	大阪	福岡鞍手中	重松敏夫
京都聖峯中	笠松重雄	福井	埼玉熊谷中	白井善一
廣島三次中	河田晴夫	岡山	愛媛師範	十龜定雄
長崎佐世保中	神田義勝	長崎	千葉師範	高橋勝
三重上野中	北村喜七郎	三重	岡山津山中	瀧上爲之
				岡山

三重宇治山田中	豐田信次郎三重
福岡築上中	中井滿福岡
和歌山粉河中	中尾肇和歌山
兵庫第一神戶中	西尾實兵庫
三重津中	西村猛三重
德島撫養中	橋本義隆德島
三重上野中	樋口重象三重
神奈川橫濱二中	樋口靜夫神奈川
福岡福岡中	樋口義雄福岡
福岡朝倉中	平井新福岡
長野野澤中	○平林富三長野
茨城龍ヶ崎中	●藤田平三茨城
三重宇治山田中	○松井勝太郎三重

愛知豐橋中	○松井志氣雄愛知
愛知岡崎中	松井辰雄愛知
三重富田中	水谷治三重
高知安藝中	宮田定繁高知
岐阜東濃中	武藤千年岐阜
長崎中學猶興館	村尾寅夫長崎
台灣台北一中	村山勇三重
岡山天城中	森定驥一岡山
鳥取倉吉中	森田義治鳥取
三重宇治山田中	八木信一三重
神奈川厚木中	山田正晴神奈川
鳥取倉吉中	山本丞鳥取
愛知東海中	橫井時常愛知

福岡中學傳習館 吉開正俊福岡
大分子佐中 吉武淳大分

第三學年

福岡築上中	秋吉浩福岡
愛知一宮中	青山俊勝愛知
岡山高梁中	有松正一岡山
愛知豐橋中	天野艶二愛知
滋賀膳所中	伊香豊一滋賀
三重神戶中	市川茂三重
兵庫瀧川中	上田光夫兵庫
岡山津山中	上田照夫岡山
福岡朝倉中	上村寅雄福岡
大阪都島工業	○梅田義彦大阪

山口鴻城中 渡邊基一山口

香川丸龜中	大浦忠雄香川
愛媛松山中	大島義和愛媛
三重宇治山田中	太田一三重
神戶第一神港商業	大森武男兵庫
宮城仙臺二中	尾形傳亮宮城
兵庫第二神戶中	鍛治利夫兵庫
三重神戶中	加田勘四郎三重
京都京都三中	片岡宗兵庫
三重木本中	河上初一三重
關東廳旅順一中	川崎滿壽夫福岡

長野松本中	上條昌幸長野
大分白杵中	釘宮元徳大分
三重津中	楠川武雄大阪
東京聖學院中	桑原通雄東京
山形新庄中	久村廣士山形
群馬藤岡中	黒澤巖一郎群馬
兵庫豊岡中	河野賢兵庫
千葉木更津中	小枝功岡山
愛知明倫中	小竹保一愛知
臺灣臺北一中	兒玉一雄山口
高知中學海南	小松直重高知
愛知刈谷中	近藤泰隆愛知
三重宇治山田中	酒徳宗三三重

和歌山粉河中	阪口重晴和歌山
廣島脩道中	佐々木寛康廣島
愛知明倫中	佐藤敏夫愛知
福岡三池中	猿渡潤一郎福岡
福岡中學明善	篠原正一福岡
大阪岸和田中	芝野勝一大阪
大阪堺中	島田甫山梨
静岡掛川中	白井光男静岡
滋賀膳所中	新宮幸勝滋賀
福岡朝倉中	杉嘉幸福岡
滋賀水口中	●瀬古吉宣滋賀
福岡築上中	竹内十郎福岡
大阪天王寺中	武林健一鳥取

大阪堺中	谷野武義大阪
香川丸龜中	田羅間巖香川
静岡濱松一中	寺田精静岡
愛知津島中	長尾靜雄愛知
三重神戸中	中跡和男三重
兵庫第一神戸中	中野清兵庫
愛知豊橋中	久島一雄愛知
福岡築上中	廣澤史熊福岡
岡山天城中	藤井富俊岡山
朽木朽木中	星敏三郎朽木
香川三豊中	堀澤周行愛知
岩手遠野中	松崎節雄岩手
島根濱田中	三浦重義島根

滋賀彦根中	三木淇久夫滋賀
福岡朝倉中	水城寅雄福岡
廣島廣島一中	三宅健吉廣島
福岡鞍手中	宮永知次福岡
岡山天城中	虫明富三岡山
岐阜東濃中	宗本浩岡山
山口岩國中	目加田武彦山口
愛知一宮中	森川信勝愛知
愛知一宮中	森本有親愛知
三重上野中	山岡利生三重
三重宇治山田中	山崎齋三重
静岡濱松一中	山村道輔静岡
香川高松中	山本彌太郎香川

德島撫養中 山本秀夫 德島
德島脇町中 吉岡 巖 德島

第二學年

鳥取倉吉中 秋田幸雄 鳥取
愛知豐橋中 朝倉泰一郎 愛知
島根松江中 天野正義 島根
沖繩二中 有馬 寬 沖繩
佐賀鹿島中 池田良八 佐賀
京都福知山中 池田架治 京都
鳥取米子中 ○池山 洋 鳥取
福岡朝倉中 石井 忠 大分
岡山金光中 石橋鶴雄 岡山
福岡中學明善 出田源吾 福岡

大分大分中

脇 一人 大分

三重神戶中 井口橋三郎 三重
佐賀佐賀中 ●井邊 悟 佐賀
三重宇治山田中 上村宇助 三重
福岡宗像中 占部午巳 福岡
東京順天中 岡田米夫 東京
鳥取米子中 岡田 昂 鳥取
三重宇治山田中 岡野 弘 三重
京都福知山中 沖 清 一 京都
三重津中 奧山義長 三重
三重津中 尾鹿敏夫 三重

福岡東筑中 ○小野次敏 福岡
山梨甲府中 小尾鳩三 山梨
栃木栃木中 大阿久良治 栃木
佐賀唐津中 大塚 巖 佐賀
愛媛松山中 大原龜雄 愛媛
愛知豐橋中 加藤 勝 愛知
愛媛松山中 河部 正 愛媛
朝鮮大邱中 龜井 廸 臣 香川
大阪岸和田中 上林宏介 大阪
三重津中 北川常太郎 三重
福岡田川中 清藤鶴美 福岡
山口下關中 久保輝雄 山口
兵庫第一神戸中 黒岩芳郎 兵庫

長野諏訪中 黒川 眞 長野
奈良畝傍中 甲村庄三郎 奈良
三重富田中 國保 稔 三重
三重富田中 近藤 奠 英 三重
三重宇治山田中 齋藤 正 三重
茨城水海道中 齋藤 芳 美 茨城
新潟糸魚川中 榑 茂 新潟
富山神通中 佐伯 宣 忠 富山
岡山師範 定政 熊 雄 岡山
福岡朝倉中 佐藤 巖 福岡
三重宇治山田商業 篠田 康 雄 三重
三重宇治山田中 島谷 正 亮 三重
專門學校 入學試驗合格 白谷 盛 枝 福岡

岐阜岐阜中	園部定省岐阜
朽木栃木中	高松忠清福島
福岡朝倉中	高松仁福岡
佐賀鹿島中	武重守佐賀
廣島福山中	竹田英親廣島
大分大分中	田村守隆大分
愛知熱田中	土屋三郎愛知
德島德島中	德田作治京都
岡山金光中	內藤武彥岡山
岐阜武義中	中島常雄岐阜
岡山津山中	中島賢治岡山
佐賀鹿島中	長島貞雄長崎
熊本玉名中	中村力熊本

福岡朝倉中	名嶋利雄福岡
京都京都三中	成田幸夫京都
兵庫姫路中	南部億造兵庫
岐阜大垣中	平野直憲三重
大阪八尾中	藤戶淳三大阪
福岡鞍手中	古田正夫福岡
大阪堺商業	堀部直美大阪
朝鮮養正高等普通	朴駿榮朝鮮
兵庫小野中	増田良一兵庫
福岡八幡中	松尾善雄福岡
福岡三池中	松島八郎熊本
兵庫姫路中	菱毛龍介宮崎
愛媛松山中	三好忠明愛媛

福岡小倉中	森岡四郎廣島
三重四日市商業	安田謙吳三重
長崎對馬中	八坂三九長崎
三重神戸中	矢田清一三重
大阪成器商業二部	山口健三大阪
佐賀鹿島中	山口萬次佐賀
德島德島中	秋元春雄德島
熊本時習中	●秋吉政雄熊本
愛知東海中	淺野明光愛知
三重宇治山田中	池山聰助三重
三重富田中	石垣重石彥三重
三重宇治山田中	一丁田國藏三重

鳥取倉吉中	山崎榮正鳥取
滋賀比叡山中	山田増造京都
山口柳井中	山本元造兵庫
鳥取倉吉中	山本優鳥取
奈良郡山中	弓塲史郎奈良
福岡宗像中	吉田忠夫福岡
長崎大村中	泉長六長崎
三重上野中	上島藤成三重
和歌山和歌山中	上山茂生和歌山
三重木本中	浦狩芳次三重
三重宇治山田中	奧田敏夫三重
福岡豐津中	大垣紋治福岡

滋賀八日市中	大菅正利	滋賀
岐阜大垣商業	大野信彦	岐阜
岡山津山中	笠井京平	長野
北海道釧路中	菊地稔	北海道
三重神戸中	岸野修三	三重
三重神戸中	北川利次	三重
福岡東筑中	久我正次	福岡
三重宇治山田中	熊谷貞雄	東京
京都福知山中	小西武雄	京都
三重宇治山田中	金剛正夫	三重
熊本玉名中	坂村昂	熊本
島根濱田中	櫻井勝之進	島根
京都桃山中	佐々木利三	京都

廣島崇德中	定光	昭廣島
廣島福山中	佐藤毅	廣島
山口德山中	重高信雄	山口
岡山倉敷商業	鹽尻幾一	岡山
山口曹洞宗第四中	謝源	泉臺灣
静岡豆陽中	鈴木長男	静岡
山口德山中	大樂國久	山口
大阪岸和田中	武田昌三	大阪
香川高松中	多田隆胤	香川
鹿兒島川内中	建部拓山	形
福岡豐津中	田中一	福岡
廣島三次中	田邊鶴人	廣島
愛知窯業	中垣忠彦	愛知

愛知愛知中	中西義圓	島根
三重宇治山田中	中西宮夫	三重
福岡豐津中	長野國富	福岡
大分臼杵中	●仲町昌	大分
三重神戸中	仲見秀雄	三重
滋賀水口中	長嶋克巳	滋賀
大阪茨木中	狹間一夫	大阪
新潟長岡中	長谷川正新	新潟
愛知津島中	服部知一	愛知
兵庫第一神戸中	羽田源二	兵庫
關東廳旅順一中	濱田稔	香川
三重宇治山田中	林義夫	三重
岐阜東濃中	原榮一郎	岐阜

山口柳井中	原田正直	山口
長野飯田中	兵藤鎮市	長野
福岡朝倉中	平嶋政次郎	福岡
滋賀八日市中	廣瀨英太郎	滋賀
岐阜武義中	福田乃武	岐阜
香川高松中	藤田穰	香川
静岡掛川中	藤原清靜	岡
廣島福山中	保垣一	廣島
福岡朝倉中	堀田一之	福岡
朝鮮釜山中	卷尾義男	岡山
大阪岸和田中	牧野德一	大阪
兵庫第一神戸中	牧野宏	兵庫
愛知東海中	松川由太郎	愛知

愛媛松山中	三浦東吾愛媛
大阪生野中	宮崎重吉石川
香川丸龜中	宮田光保香川
岐阜岐阜中	宮脇太郎岐阜
和歌山海草中	宮脇信敬和歌山
愛媛松山中	向井和夫愛媛
熊本天草中	本嶋竹直熊本
福岡浮羽中	本園一守福岡
三重宇治山田中	矢野旭香愛媛
普通科 第一學年	
阿田市太郎三重	天岡厚善京都
家田久壽彦三重	

愛媛西條中	矢野直人愛媛
岡山興讓館中	安井俊男岡山
石川金澤二中	橫江義雄石川
奈良郡山中	吉川隆利奈良
埼玉熊谷中	吉田千代藏埼玉
福岡築上中	吉田喜和福岡
三重富田中	分部恒量三重
京都東山中	福井東策京都
大阪堺中	藤了穩大阪
	池永公義大分
	石丸常盤愛媛
	宇田川正明鳥取

岡田稔三重	越智大介愛媛	大神文和福岡	川南義雄滋賀	木村太郎三重	桑野保幸福岡	猿女信廣石川	清家貞恭愛媛	田中正明栃木	月川千可良長崎	東睦郎三重	古川迪三重	真木保孝福岡
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	-------	--------

幕谷春臣三重	松尾恭重三重	松岡文雄三重	本島千秋石川	藥師神光春愛媛	吉田政明熊本
--------	--------	--------	--------	---------	--------

第四 卒業生出身在職府縣別表 (昭和二年九月一日調)

府縣別	本科		專科		合計		府縣別	本科		專科		合計	
	出身	在職	出身	在職	出身	在職		出身	在職	出身	在職	出身	在職
北海道	五	六	四	二	九	八	群馬	三	一	一	一	四	二
東京	三	一九	二	三	五	三〇	千葉	八	二	二	二	一〇	四
京都	三	一五	五	九	一八	二四	茨城	四	一	三	一	七	二
大阪	二	三	四	九	二七	栃木	二	九	一	二	三	一	二
神奈川	四	九	〇	四	四	奈良	一九	二	二	四	二	二〇	二
兵庫	一	三	一	四	三	三重	二〇	五	二	二	二	二四	二
長崎	三	六	六	三	九	愛知	三九	三	三	三	五	一五	五
新潟	三	六	一	五	三	静岡	一五	五	四	二	二〇	一九	二
埼玉	二	三	〇	〇	二	山梨	二	一	一	一	五	二	二

第七章 卒業生出身在職府縣別表 全科別統計並職業分類別表 一一九

滋賀	五	九	六	三	一	三	島根	七	一	二	一	八	八
岐阜	一	二	七	三	二〇	岡山	一	八	一	三	九	二	一七
長野	八	六	一	二	九	廣島	二〇	三	一〇	七	三〇	一九	二
宮城	八	五	一	一	六	山口	一	七	四	二	二	二	二
福島	五	四	一	二	六	和歌山	二	四	四	七	一	一	二
巖手	一	四	二	一	三	徳島	二	三	二	一	三	四	四
青森	二	二	四	二	六	香川	一	四	六	二	二	一	一
山形	四	三	七	五	二	愛媛	一	四	六	二	二	一	一
秋田	五	四	四	二	九	高知	五	二	一	〇	六	二	二
福井	八	五	三	〇	一	福岡	三	三	二	三	六	五	三
石川	八	九	七	四	一	大分	二	二	二	三	三	二	二
富山	八	三	二	〇	一	佐賀	五	七	一	二	六	九	九
鳥取	三	〇	三	三	六	熊本	三	二	九	六	三	七	七

職業別	宮崎	鹿兒島	沖繩	臺灣
現	四	七	〇	〇
在	五	七	〇	一〇
死	四	〇	一	〇
亡	一	一	二	一
計	八	七	一	〇
就	六	八	二	二
神官神職	朝	樺	支	合
教員	鮮	太	那	計
官吏	〇	〇	〇	五九〇
庶業	二	二	二	五三三
無職	〇	〇	〇	三七〇
別	八	三	九	三三二
	〇	〇	〇	九六〇
	二	五	二〇	八四四

第五 卒業生科別統計並職業分類別表 (昭和二年九月一日調)

科別	卒業生		就		職別	
	現在	死亡	計	神官神職	教員	官吏庶業無職
本科	五三	五	五〇	六九	四七	八
選修科	二	〇	二	二	〇	〇
專科	三二	五	三七〇	二三	三四	一四
合計	八四六	二六	九六二	二八四	四五二	三三
						四
						四二

備考 實業ニ従事セル者、及會社員ハ庶業ニ徴兵服役中ノ者若クハ修學中ノモノハ無職ノ中ニ計算セリ

第六 卒業生氏名

(昭和二年九月一日調)

(一) 本科卒業生(五九〇) ×印ハ死亡

○明治二十三年五月(二人)

神宮禰宜 中西健郎(三重)
名古屋市立名古屋商業學校講師 泉館家理(全)

○明治二十五年四月(六人)

朝鮮京城私立養正高等普通學校教員 磯部百三(三重)
×大北芳太郎(全)
×辻村梅太郎(全)

三重縣志摩郡磯部村長 西岡敬輔(全)

東洋紡績株式會社員 磯部次郎(全)
愛知縣津島工場在勤 八羽七五郎(全)

○明治二十六年四月(六人)

×松田長大(三重)

神宮皇學館長兼教授 森田實(全)

南滿洲長春長春神社神職 井上香木(愛知)

×甘泉精三(三重)

三重縣河藝郡箕田村々社 藤田友次郎(三重)

久々志彌神社々々 淺野繁廣(全)

○明治二十八年四月(二人)

長崎縣國幣中社諏訪神社宮司 阿知和安彦(愛知)

×鹿島敏夫(茨城)

○明治二十九年三月(三人)

長崎縣私立中學東山學院教員 森幹三郎(三重)

三重縣三重郡楠村々社
楠村神社々々掌
石川 勝(全)

○明治三十年四月(三人)

愛知縣國學院教員
館 信廣(三重)
福屋基千代(島根)
岡 龜次郎(三
重)
岡山縣倉敷商業學校教員

○明治三十一年三月(九人)

臺灣總督府高等學校教授
歐米留學中
安藤 正次(東京)
高松 四郎(福島)
× 栢原 昌三(三
重)
神宮皇學館教諭
× 宇仁 義一(三
重)
× 木庭 信喜(熊
本)
× 大塚 運象(熊
本)

庶業

山口縣官幣中社赤間宮宮司
近藤 弘代(三
重)
奈良縣官幣大社廣瀨神社宮司
山川 鶴市(靜
岡)

○明治三十二年三月(五人)

× 澤田 米吉(三
重)
× 三浦 千畝(山
形)
福岡縣浮羽郡千年村縣社
八幡宮社司外十社兼務
安元 久雄(福
岡)
神宮皇學館助教兼書記
金剛 幸之助(三
重)

○明治三十三年四月(三人)

× 檜垣 恒之(全
重)
× 坂倉 廣胖(全
重)
× 平野 直晃(三
重)
三重縣國幣大社多度神社宮司
小串 重威(全
重)
青森縣北津輕郡五所川原町
郷社神明宮社司外七社兼務
齋藤 傳左衛門(青
森)

○明治三十四年三月(二人)

滋賀縣官幣大社多賀神社宮司
長谷 外余男(石
川)
支那山東省青島青島神社神職
遠山 正雄(香
川)

○明治三十五年三月(四人)

× 小野 籌彦(大
阪)
宇治山田市內宮前
河村 政吉(三
重)
風宮商店支配人
額賀 大直(千
葉)
栃木縣別格官幣社東照宮宮司
伊東 增衛(宮
崎)

○明治三十六年四月(三人)

× 葦津 洗造(福
岡)
實業
吉野 直人(長
崎)
津市縣社八幡神社々司
石上 清治(三
重)

○明治三十七年四月(十三人)

北海道國幣中社函館八幡宮々司
高根 政次郎(大
阪)
兵庫縣立山崎高等女學校校長
兼教諭
奥村 奥右衛門(滋
賀)
神戶市立第一神港商業學校教諭
飯谷 完(廣
島)
岩手縣立花卷高等女學校教諭
宮内 茂一(山
形)
× 宮尾 詮(福
岡)

第七章 卒業生氏名

鹿兒島縣立出水中學校教諭

水島川 猪助(千
葉)
島瀨 左右磨(奈
良)

神宮禰宜

矢野 裕(愛
媛)

實業

藪 重吉(大
阪)

南滿洲撫順礦山學校主事

平部 直(宮
崎)

福岡縣東筑中學校教員

× 秋山 鼎造(香
川)

福岡縣東筑中學校教員

吉竹 與吉(福
岡)

○明治三十八年三月(十一人)

× 伊藤 千可(兵
庫)
神宮禰宜
阪本 廣太郎(奈
良)
高知縣立高知城北中學校教諭
藤田 穠三(京
都)
神戶市立第二高等女學校教諭
松永 卓(岡
山)
愛媛縣北宇和郡八幡村
縣社八幡神社々司
渡部 昇(愛
媛)
× 川勝 修治(兵
庫)
福岡縣小倉工業學校教諭
千田 英太郎(福
岡)

香川縣立高松中學校教諭 泉川祐市(香川)

東京外國語學校教授 友枝照雄(福岡)

香川縣立高松中學校教諭 × 春木武豊(熊本)

京都市立第二商業學校教諭 三好金太郎(香川)

○明治三十九年三月(十二人)

湯淺長次(大阪)

京都府立京都第一中學校教諭 山本正一郎(京都)

愛媛縣山下高等女學校教諭 × 筒井健(長崎)

兵頭柳次郎(愛媛)

× 川崎重興(廣島)

三重縣立松阪商業學校教諭 × 野田諒(宮崎)

京都市立第一商業學校教諭 多氣房次郎(三重)

岸尾義雄(奈良)

狹間俊雄(大分)

× 平野政次郎(奈良)

和歌山縣古座町高池町西向村

赤井謙(和歌山)

學校組合立古座商業學校校長 須磨長信(大分)

○明治四十年三月(十五人)

大分縣立三重高等女學校教諭 神吉道治(福岡)

福岡縣南宮實業女學校教諭 中村一衛(熊本)

熊本縣立山鹿高等女學校教諭 萩原五藏(福岡)

廣島縣立福山中學校教諭 龜井眞澄(新潟)

京都府官幣中社貴船神社宮司 本間健治(宮城)

東京市私立攻玉社中學校教諭 大崎太藏(三重)

愛知縣一宮中學校教諭 × 福本彌吉郎(德島)

山形縣立宮内高等女學校校長 神谷哲太郎(三重)

關東州旅順第一中學校教諭 佐藤種徳(山形)

奈良縣天理中學校教諭 桐山平太郎(奈良)

× 中村篤胤(大阪)

× 大槻弘毅(熊本)
佐藤馨(大分)
末本敏一(山口)

追試驗

× 松永益次(靜岡)

○明治四十一年三月(十八人)

樺太官幣大社樺太神社宮司 神尾清澄(滋賀)

廣島縣國幣小社沼名前神社宮司 金原利道(廣島)

佐賀縣立佐賀中學校教諭 白井敏輔(佐賀)

滋賀縣官幣大社多賀神社禰宜 滿井成吉(滋賀)

大分縣立字佐中學校教諭 小野健市(大分)

神宮權禰宜 三好筆太(島根)

石川縣鹿島郡能登部村 清水一布(石川)

鄉社能登部神社々司 福武周夫(岡山)

岡山市山陽高等女學校教諭 元重旦二(大分)

大分縣立四日市高等女學校教諭 杉生 薰(三重)
香川縣立木田高等女學校教諭 杉浦信造(愛知)
岐阜市立商業學校教諭 宮部誠一(岐阜)
埼玉縣立商業學校教諭 大國雅二(埼玉)
小倉市私立勝山高等女學校教諭 上村加久治(福岡)
大分縣立中津中學校教諭 重本官治(全)
× 平川清水(熊本)
愛知縣豊橋中學校教諭 森田三郎(愛知)
岐阜縣岐阜農林學校教諭 堀部營松(岐阜)
○明治四十二年三月(十九人)
神戸市立第三神港商業學校教諭 前野孝治(奈良)
× 壹岐秀雄(福岡)
秋田縣立能代高等女學校校長 坂本定徳(秋田)
兼教諭 松島淺之助(和歌山)
岩手縣國幣小社駒形神社宮司 渡邊興齋(靜岡)
名古屋市立第三高等女學校教諭

奈其縣官幣大社石上神宮宮司 加藤七郎(愛知)
 岡山縣順正高等女學校教諭 內田隆正(岡山)
 福島縣國幣中社 都々古別神社宮司 中林善雄(奈良)
 大分縣立中津中學校教諭 秋吉三郎(福岡)
 福岡縣嘉穂中學校教諭 田代三郎(全)
 石川縣石川郡松任町縣社松任 高島信二(石川)
 金劍神社々司外十二社兼務 成田豊次郎(兵庫)
 三重縣宇治山田高等女學校教諭 栗野秀穂(宮城)
 京都府聖峯中學教諭 高原正作(福井)
 奈良縣官幣大社丹生川上神社宮司 本郷雅治(福岡)
 福岡縣小倉商業學校教諭 長田真幸(宮城)
 山梨縣立甲府高等女學校教諭 赤岡重樹(山梨)
 名古屋私立立根山第二 西村芳藏(三重)
 高等女學校教諭 富尾兵馬(德島)
 神宮權禰宜

埼玉縣官幣大社氷川神社宮司 足立達(島根)
 神宮皇學館教諭 鈴木友吉(愛知)
 系譜學會主幹 太田亮(大阪)
 宮城縣國幣中社志波彦神社 古川左京(德島)
 鹽竈神社宮司 大日方退藏(福岡)
 福岡縣三潯高等女學校校長兼教諭 河野次郎(愛媛)
 愛媛縣立宇和島中學校教諭 長東有鄰(香川)
 臺灣臺南州立嘉義農林學校教諭 並木清太郎(千葉)
 奈良縣立畝傍中學校教諭 竹本仁平(愛媛)
 栃木縣立栃木高等女學校教諭 橫山正則(高知)
 三重縣立富田中學校教諭 小澤市藏(三)
 廣島縣崇徳中學校教諭 二宮正興(富山)
 大阪府立天王寺中學校教諭 諏訪幸藏(香川)
 東洋紡績株式會社員 三村漸香(川)
 山田工場在勤 佐藤忠(三重)

○明治四十三年三月(二十人)

靜岡縣島田高等女學校教諭 柴田節三(愛媛)
 山口縣立柳井中學校教諭 宮原豊四郎(宮崎)
 山口縣安下庄中學校教諭 森岡俊三(愛知)
 × 山本謙藏(三重)

追 試 驗

× 長郷榮治(福島)

○明治四十四年三月(二十二一人)

廣島縣官幣中社嚴島神社禰宜 野坂元定(廣島)
 × 中尾真(愛媛)
 神戸高等商業學校教授 鎌田春雄(大阪)
 香川縣盡誠中學校教諭 小田猪一郎(香川)
 靜岡縣二俣高等女學校教諭 松村茂(靜岡)
 別府市郷社八幡朝見神社々司 神喜久男(大分)
 千葉縣君津郡木更津町郷社 八劍功(千葉)
 滋賀縣立彦根中學校教諭 堀田房次郎(愛知)

大分縣立佐伯中學校教諭 × 栗本八郎(三重)
 三重縣山田倉庫株式會社取締役 信田顯(愛媛)
 愛知縣西尾中學校教諭 笠井眞次郎(三重)
 神 職 今泉一雄(奈良)
 佐賀縣立鹿島高等女學校教諭 林正木(大分)
 新潟縣南魚沼郡上田村長 石川守雄(福岡)
 栃木縣別格官幣社唐澤山神社宮司秋 山口清(新潟)
 岡崎市長官幣社唐澤山神社宮司秋 元視之(宮崎)
 三重縣立宇治山田中學校教諭 杉浦佐助(愛媛)
 兵庫縣立神戸商業學校教諭 堀井亦三(三重)
 千葉縣國幣中社玉前神社宮司 置鹽敬作(兵庫)
 × 鍵原信一(愛知)
 石川縣國幣大社氣多神社宮司 中村政藏(三重)
 ○明治四十五年三月(二十一人) 河井吉太郎(三重)

第七章 卒業生氏名本科

奈良縣立吉野高等女學校教諭 野上正篤(島根)
 愛媛縣北宇和郡喜佐方村神職 阿部重剛(愛媛)
 石川縣鹿島郡田鶴濱村々社住吉神社々掌 大森正雄(石川)
 愛知縣成章中學校教諭 渡邊真一郎(愛知)
 南滿洲安東中學校教諭 佐藤猛雄(岩手)
 福岡縣三潯高等女學校教諭 永野政雄(福岡)
 京都府紀伊郡伏見町縣社御香宮神社々司 三木善三(京都)
 三重縣立飯南高等女學校教諭 早川滿三郎(三重)
 × 小林宗治(全)
 長崎縣立大村中學校教諭 宮本庸平(長崎)
 朝鮮京畿道龍山中學校教諭 長坂真賴(長野)
 青森縣立青森高等女學校教諭 稻林貞次(福島)
 山口縣立深川高等女學校教諭 坂本峯三郎(廣島)
 × 仰木岩吉(福岡)
 大阪府別格官幣社四條噺神社主典 植村近平(大阪)

福岡縣門司商業學校教諭 越義雄(奈良)
 東京帝國大學大學院在學 清水智代(群馬)
 三重縣立上野中學校教諭 中山讓治(三重)
 愛媛縣立松山商業學校教諭 山口忠三(重)
 兵庫縣國幣中社出石神社宮司 村岡力(京都)
 追試驗
 愛媛縣温泉郡潮見村郷社阿沼美神社々司 大内美信(愛媛)
 ○大正二年三月(十人)
 名古屋市立第二高等女學校教諭 小崎慎一(愛知)
 南滿洲鐵道株式會社社員 伊藤伊八(靜岡)
 大連市滿鐵本社學務課 菅原佑音(三重)
 名古屋市立第二高等女學校教諭 外山利雄(三重)
 大分縣立大分中學校教諭 唐崎忠夫(廣島)
 山口縣立宇部中學校教諭 小松貞藏(秋田)
 福島縣立福島高等女學校教諭 小川吉士(長野)
 靜岡縣島田高等女學校教諭 小川吉士(舊名支士)

秋田縣立大曲高等女學校教諭 齋藤重彦(青森)
 奈良縣立五條中學校教諭 荒張清次(奈良)
 追試驗

○大正三年三月(二十一人)

南滿洲長春高等女學校教諭 丸良夫(島根)
 神宮皇學館教授 鶴藤幾太郎(岡山)
 神奈川縣立橫濱第一中學校教諭 渡邊直見(靜岡)
 × 岡本祐澄(三重)
 南滿洲撫順中學校教諭 中村敏男(全)
 長野縣長野高等女學校教諭 森本晃(京都)
 神戸市神港中學校教諭 伊藤勝次(長崎)
 兵庫縣立豊岡中學校教諭 川合三次郎(三重)
 大阪府立生野中學校教諭 久保田早苗(長野)
 宮崎縣官幣大社宮崎神宮々司 橫山秀雄(神奈川)
 福井縣立大野高等女學校教諭 武内繁松(福井)

京都府立宮津中學校教諭 楠徹(三重)
 東京府私立攻玉社中學校教諭 黒住安臣(岡山)
 靜岡縣立藤枝高等女學校教諭 丸山帶三(靜岡)
 岡山縣津山中學校教諭 笠井久(熊本)
 山口縣立下關中學校教諭 永松新次(大分)
 神奈川縣立小田原中學校教諭 森通(福井)
 佐賀縣立鹿島中學校教諭 星野源六(埼玉)
 山口縣立厚狹高等女學校教諭 野村春一(山口)
 長崎縣立平戸高等女學校教諭 笠井亨(大阪)
 熊本縣立玉名中學校教諭 藤岡晋(熊本)
 ○大正四年三月(十四人)
 京都府官幣大社賀茂御祖神社宮司 田村晴嵐(山口)
 小學校長 仲野慶夫(大阪)
 三重縣立宇治山田中學校教諭 勝村友三(三重)

新瀨縣立長岡高等女學校教諭 加藤介石(全)

兵庫縣立伊丹中學校教諭 箕輪哲之助(新瀨)

京都府乙訓郡大原野村神職 竹內正幹(廣島)

津市立高等女學校教諭 長島正輝(京都)

福岡縣久留米高等女學校教諭 國府規(三重)
(舊姓松村)

大阪府立天王寺中學校教諭 渡邊卓(三)

三重縣立津高等女學校教諭 三松莊一(全)

秋田縣立秋田中學校教諭 富藤雄(和歌山)

香川縣國幣中社田村神社宮司 大塚俊夫(三)

○大正五年三月(二十六人)
稻生一穗(三)

神宮皇學館教授 西村爲之助(滋賀)

富山縣立礪波中學校教諭 河合正則(富山)

熊本縣立人吉中學校教諭 上野重博(三)
(舊姓土屋)

愛知縣津島中學校教諭 村上規矩(三)

臺灣臺北州立臺北第一中學校教諭 大西吉壽(京都)

鹿兒島縣立第一鹿兒島中學校教諭 中西坂二郎(三)

兵庫縣國幣中社伊和神社宮司 菅貞幸(愛媛)

石川縣國幣中社 白山比咩神社宮司 高原美忠(岡山)

北海道廳立名寄中學校教諭 橫田精一郎(兵庫)

東京府立教中學校教諭 花房正雄(東京)

大阪府立阿部野高等女學校教諭 保井恒治(奈良)

廣島縣立甲山高等女學校教諭 中村瀧雄(廣島)

東京高等學校教諭 大塚龍夫(福岡)

朝鮮慶尚北道大邱高等普通學校教諭 田中幸一郎(三)

香川縣立丸龜高等女學校教諭 畑家澤太郎(香川)

兵庫縣立第一神戶中學校教諭 多留政之介(兵庫)

大阪府立阿部野高等女學校教諭 小中正晴(大阪)

山口縣立德山中學校教諭 田增關一(山口)

兵庫縣立龍野中學校教諭 山田里海(廣島)

橫濱市立橫濱商業學校教諭 石井一作(神奈川)

和歌山縣立海草中學校教諭 古河順(石川)

大阪府立泉尾高等女學校教諭 菱川廣一(福井)
(舊姓片岡)

廣島縣立庄原實業學校教諭 菊池英太郎(愛媛)

大阪市立都島工業學校教諭 生田襄(大阪)

神奈川縣立農業學校教諭 猪瀬博愛(千葉)

追試驗 坂本真給(熊本)

福岡縣朝倉中學校教諭 坂本真給(熊本)

○大正六年三月(二十人)

鹿兒島縣立第二鹿兒島中學校教諭 小田原文三郎(岡山)

三重縣立桑名中學校教諭 乾堅三(三)

名古屋市立第二商業學校教諭 北川憲男(全)

濱松市立濱松高等女學校教諭 坂本幸次郎(靜岡)

靜岡縣立掛川中學校教諭 小山正(全)

熊本縣立宇土中學校教諭 壽福院教輔(長崎)

大阪市立天王寺商業學校教諭 桑原達雄(岡山)

愛知縣第一中學校教諭 山田武司(三)

栃木縣別格官幣社東照宮禰宜 大島乙丸(長崎)

靜岡縣立掛川中學校教諭 清保秀(靜岡)

名古屋市立第二商業學校教諭 服部幸次(愛媛)
(舊姓丹羽)

兵庫縣三田中學校教諭 兒玉尊臣(兵庫)

兵庫縣立柏原中學校教諭 松岡實(三)

福岡縣嘉穂高等女學校教諭 高山於菟(長崎)

樺太廳大泊中學校教諭 伏見武平(北海道)
(舊姓坂井)

三重縣立鳥羽商船學校教諭 檜垣貞治(三)

北海道旭川市縣社上川神社社司 柴田直胤(北海道)

福岡縣三池中學校教諭 頼田元穗(熊本)

三重縣立工業學校教諭 中林茂生(三)

×辰元英吉(鹿兒島)

第七章 卒業生氏名本科

○大正七年三月(十九人)

三重縣別格官幣社結城神社宮司	菅	貞好(愛媛)
愛知縣工業學校教諭	春日井	瀨(愛知)
大阪毎日新聞社員編輯局在勤	加茂勝雄	(茨城)
神戸市立第一神港商業學校教諭	川西芳藏	(兵庫)
栃木縣師範學校教諭	北島貞男	(舊姓宮井)
富山縣石動高等女學校教諭	山森今人	(富山)
兵庫縣關西學院中學部教諭	莊司直治	(千葉)
愛知縣西尾高等女學校教諭	澤山孝之助	(三重)
大分縣立杵築中學校教諭	多村知常	(三重)
金光教布教師大阪府小内郡小坂町金光教小坂布教所在在勤	近藤照道	(全)
大分縣立宇佐中學校教諭	徳光吾一	(大分)
山口縣立小郡農業學校教諭	長田敬房	(山口)
福島縣立會津中學校教諭	紀國千秋	(福島)
朝鮮慶尙北道大邱高等女學校教諭	櫻井清	(長崎)

○大正八年三月(二十九人)

愛知縣一宮中學校教諭	本庄春彦	(愛知)
德島縣立富岡中學校教諭	小林康太郎	(德島)
朝鮮京畿道京城商業學校教諭	天野秋生	(三重)
靜岡縣立靜岡商業學校教諭	辻田健治	(愛知)
大分縣立工業學校教諭	垂永忠夫	(福岡)
東京帝國大學宗教學研究調査囑託	原田敏明	(熊本)
朝鮮慶尙北道大邱中學校教諭	高橋武臣	(大分)
三重縣宇治山田商業學校教諭	高阪正太郎	(三重)
宮崎縣官幣大社宮崎神宮禰宜	佐藤東	(大分)
新潟縣國幣中社彌彦神社主典	鈴木彦雄	(新潟)
和歌山縣立橋本高等女學校教諭	柳野康英	(和歌山)
滋賀縣立彦根中學校教諭	足立熊雄	(岐阜)
滋賀縣立八日市中學校教諭	久保田紀都	(廣島)
	井上磯右衛門	(滋賀)

× 雜賀清重(德島)

三重縣四日市高等女學校教諭	村田忠郎	(三重)
石川縣立七尾中學校教諭	水野左近	(石川)
	古守實正	(山口)
神戸市立第一神港商業學校教諭	政所喜澄	(北海道)
神奈川縣立工業學校教諭	二見景雄	(神奈川)
石川縣立金澤第一中學校教諭	鋪木勢岐	(石川)
福岡縣門司商業學校教諭	佐々木博愛	(鳥取)
神宮皇學館教授	早川祐吉	(千葉)
長野縣伊那中學校教諭	宮永久雄	(鳥取)
奈良縣立畝傍中學校教諭	小竹春夫	(和歌山)
廣島縣立府中高等女學校教諭	池山松雄	(愛知)
滋賀縣女子師範學校教諭	東竹眞澄	(京都)
神戸市立第三神港商業學校教諭	出口貞二	(和歌山)
	駒田惣一	(三重)

秋田縣立横手中學校教諭

伊藤茂	(秋田)	
堺市立堺商業學校教諭	近藤潔	(三重)
	宮崎清章	(德島)
滋賀縣立長濱農學校教諭	佐治正	(京都)
實業	榑原稔	(愛知)

○大正九年三月(二十四人)

朝鮮京城師範學校教諭	宮原眞太	(福岡)
香川縣立三豊中學校教諭	細川敏太郎	(香川)
	鳥羽彌太郎	(三重)
朝鮮全羅北道群山中學校教諭	西岡熊藏	(舊姓小川)
新潟縣立柏崎中學校教諭	中野二三郎	(新潟)
愛媛縣立松山中學校教諭	虎尾文平	(德島)
愛媛縣立越智中學校教諭	坂本總夫	(岡山)
	保坂誠實	(新潟)
臺灣臺北州立臺北工業學校教諭	大場則雄	(岐阜)

山口縣立深川高等女學校教諭	鬼頭滿夫(愛知)
三重縣立工業學校教諭	來田親明(三重)
兵庫縣立第二神戶中學校教諭	光在哲三(大阪)
宮城縣立仙臺第一中學校教諭	長田雅太郎(宮城)
大阪府立八尾中學校教諭	安岡俊一(三重)
栃木縣立烏山中學校教諭	草野武一(茨城)
福岡縣田川高等女學校教諭	浮田彦廣(廣島)
大分縣立大分中學校教諭	縣五六(大分)
三重縣立木ノ本中學校教諭	高木孝太郎(京都)
兵庫縣立龍野中學校教諭	平川隆一(岡山)
朝鮮官幣大社朝鮮神宮禰宜	手塚道男(栃木)
岐阜縣武義中學校教諭	爲貞千秋(岡山)
山口縣立柳井中學校教諭	河村善也(山口)
支那山東省青島日本中學校教諭	田上捨四郎(岐阜)
兵庫縣關西學院中學部講師	池部宗七(三重)

○大正十年三月(二十五人)

東京帝國大學文學部 史料編纂官補	後藤丹治(三重)
岐阜縣岐阜中學校教諭	松原又一(岐阜)
靜岡縣立掛川中學校教諭	三井雄淳(愛知)
鹿兒島縣立指宿中學校教諭	秋山精一(群馬)
朝鮮咸鏡南道元山中學校教諭	橋爪光定(山口)
三重縣立神戶中學校教諭	岩尾義文(德島)
愛知縣明倫中學校教諭	伊藤左中(岐阜) <small>(舊姓今井)</small>
臺灣臺南師範學校教諭	× 奧海涉(宮城)
神戶市私立親和高等女學校教諭	梶原龍三(三重)
東京府立第七中學校教諭	田和寬一郎(兵庫)
佐賀縣立唐津中學校教諭	西山俊行(和歌山)
新潟縣立新潟中學校教諭	上垣和三郎(兵庫)
三重縣立松阪商業學校教諭	澤田可雄(新潟)
	山上武三(三重)

大阪市立扇町商業學校教諭	× 林順一(富山)
朝鮮平安南道平壤中學校教諭	辻吉郎(大阪)
大阪府立生野中學校教諭	川本皓(愛知)
鹿兒島縣立指宿高等女學校教諭	田中東三郎(大阪)
宮城縣立角田中學校教諭	富士磐根(靜岡)
愛媛縣立今治中學校教諭	羽生三郎(宮城)
愛知縣刈谷中學校教諭	佐藤剛(廣島)
東京高等學校助教諭	渡邊秀(愛知)
愛知縣商業學校教諭	森本杉雄(和歌山)
	棚橋退藏(愛知)
福岡縣中學傳習館教諭	藤村毅彦(熊本)
京都市立第二商業學校教諭	高橋知三(秋田) <small>(姓久志本)</small>
靜岡縣立濱松第一中學校教諭	秋鹿朝成(靜岡)

大正十一年三月(二十八人)

神宮皇學館助教諭兼教諭	川本重善(福岡)
熊本縣立熊本中學校教諭	進藤坦平(佐賀) <small>(舊姓江口)</small>
大阪府立富田林中學校教諭	奧田直次郎(大阪)
大分縣立白杵中學校教諭	小野賢木(大分)
長崎縣立大村中學校教諭	平野登(全)
奈良縣女子師範學校教諭	志田一夫(長崎)
兵庫縣立第一神戶中學校教諭	當麻正雄(奈良)
大阪府立生野中學校教諭	藤原榮久(高知)
岐阜縣斐太中學校教諭	谷忠政(兵庫)
福岡縣浮羽中學校教諭	土屋甚治郎(愛知)
長野縣諏訪中學校教諭	野田貞吉(愛媛)
福岡縣小倉中學校教諭	土井保(長野)
北海道廳立余市中學校教諭	瀨川豊平(鹿兒島)
兵庫縣立第二神戶中學校教諭	三輪田元伯(愛媛)
	米田幸策(兵庫)

第七章 卒業生氏名本科

愛知縣一宮中學校教諭 田島仲康(愛知)
 兵庫縣立伊丹高等女學校教諭 山中一明(三重)
 鹿兒島縣立國分高等女學校教諭 佐土原果(鹿兒島)
 三重縣宇治山田商業學校教諭 正住亮太郎(三重)
 × 近尾俊二郎(富山)
 大分縣立臼杵中學校教諭 上田胤榮(福岡)
 宮崎縣立都城中學校教諭 肝付兼愛(鹿兒島)
 × 岸田駿三(大阪)
 福岡縣宗像中學校教諭 中村氏實(福岡)
 朝鮮京畿道京城第一高等普通學校教諭 山下高雄(岡山)
 奈良縣立商業學校教諭 龜井良造(秋田)
 ○大正十二年三月(二十六人)
 朝鮮京畿道京畿商業學校教諭 高野潮霖(新潟)
 公使大阪市電氣局庶務課勤務 島野盛文(和歌山)
 東京帝國大學文學部 小島鉦作(愛知)
 史料編纂官補

臺灣高雄州立高雄中學校教諭 能勢賴賢(山梨)
 朝鮮忠清北道師範學校教諭 廣瀨成之岐(阜)
 大阪市立扇町商業學校教諭 譽田千之靜(岡)
 朝鮮全羅南道光州高等普通學校教諭 香川嘉男(香川)
 香川縣觀音寺商業學校教諭 岡本隆男(和歌山)
 廣島縣立府中中學校教諭 箕浦元信(愛知)
 奈良縣天理教布教師 德永一夫(廣島)
 神奈川縣立小田原中學校教諭 清水芳雄(奈良)
 長野縣長野中學校教諭 小川博史(岡山)
 福岡縣福岡商業學校教諭 宮川禮次郎(長野)
 京都府立京都第二中學校教諭 蒲池敏昶(福岡)
 岡山縣西大寺高等女學校教諭 井上賴壽(三重)
 岐阜縣東濃中學校教諭 石井吉馬(廣島)
 大阪府官幣大社大鳥神社禰宜 武田八百頭(愛知)
 永井 曉(北海道)

大阪府立豊中中學校教諭 多田美伸(奈良)
 × 上野史(岡山)
 朝鮮慶尙南道師範學校教諭 渡部政德(長崎)
 福岡縣八女中學校教諭 松元久義(鹿兒島)
 新潟縣立高田高等女學校教諭 市川敬一(新潟)
 愛媛縣立周桑高等女學校教諭 小島晋(廣島)
 大阪府立阿部野高等女學校教諭 改正政次(大阪)
 名古屋市立名古屋商業學校教諭 味岡福(愛知)
 ○大正十三年三月(二十八人)
 東京府大東文化學院高等科學生 福田福一郎(三重)
 宮内省式部職掌典補 川出清彦(愛知)
 × 眞木山武夫(新潟)
 熊本縣立玉名中學校教諭 熊谷清高(福岡)
 × 白石爲美(山口)
 神戸市立第二神港商業學校教諭 山内功(福岡)

埼玉縣官幣大社水川神社禰宜 武智章(愛媛)
 茨城縣別格官幣社常磐神社禰宜 吉田貞治(神奈川)
 大阪市立扇町商業學校教諭 森田正孝(富山)
 神奈川縣立小田原中學校教諭 井下義三(三重)
 石川縣立金澤第二中學校教諭 林耕之(富山)
 香川縣立高松高等女學校教諭 阿地部幸雄(熊本)
 神宮文庫書記 鈴木重道(北海道)
 兵庫縣立姫路中學校教諭 八尋松次郎(福岡)
 廣島縣立廣島第一中學校教諭 渡部孝(廣島)
 岡山縣天理教師東教會長 紺谷金彦(兵庫)
 大阪府立住吉中學校教諭 米澤總太郎(全)
 長野縣丸子農商學校教諭 栗山茂岐(阜)
 東京開成館編輯部員 山之内康(鹿兒島)
 愛媛縣師範學校教諭 生島覺(德島)
 山形縣立新莊中學校教諭 齋藤吉胤(新潟)

三重縣立富田中學校教諭	山田文治(群馬)
三重縣立桑名中學校教諭	八木光雄(靜岡)
愛知縣刈谷中學校教諭	京極興博(長野)
兵庫縣立工業學校教諭	浦田保忠(佐賀)
東京市本郷區大日本雄辯會 講談社員編輯部勤務	中村康雄(京都)
三重縣立農林學校教諭	岩瀬眞澄(三重)
追 試 験	
三重縣三重郡日永村社 洲崎濱宮神社社掌	林 榮治(三重)
○大正十四年三月(三十五人)	
名古屋市立第三商業學校教諭	筒井京三(三重)
栃木縣別格官幣社東照宮主典	高島弘次(栃木)
福岡縣三潯中學校教諭	小山田 豊(福岡)
大阪府立天王寺中學校教諭	園田友次(佐賀)
台灣台南州立台南 第一中學校教諭	藤森井一(靜岡)
山形市立山形商業學校教諭	北藤一雄(兵庫)

大阪府立住吉中學校教諭	新野正義(香川)
朝鮮愛尚北道大邱 高等普通學校教諭	中村靜男(三重)
愛知縣工業學校教諭	酒井榮一(愛知)
靜岡縣立靜岡中學校教諭	西田重雄(奈良)
山口縣官幣社住吉神社主典	中村春雄(山口)
關東州大連第二中學校教諭	中原 博(全)
三重縣立松阪商業學校教諭	伊藤駿治(全)
靜岡縣立濱松第一中學校教諭	谷崎 延(三重)
台灣台中州立台中 高等女學校教諭	加納一耶(全)
熊本市立商工學校教諭	岡部好古(大分)
長野縣松本女子師範學校教諭	忠平茂男(長野)
愛知縣製業學校教諭	田中靜雄(京都)
佐賀縣立佐賀中學校教諭	高口 博(福岡)
岐阜縣惠那中學校教諭	橫井新太郎(三重)
愛知縣豊橋商業學校教諭	浦北知一(全)

靜岡縣立庵原中學校教諭	三浦壯夫(愛知)
岐阜縣中津高等女學校教諭	坂倉廣顯(三重)
福岡縣門司中學校教諭	白土秀真(福岡)
東京府立第三中學校教諭	宮崎吉脩(三重)
福岡縣浮羽中學校教諭	藤本 平(大分)
愛媛縣立三島中學校教諭	清谷曠玄(福井)
三重縣師範學校教諭	西久保 貢(三重)
大分縣立白杵商業學校教諭	三浦章盛(大分)
兵庫縣立龍野中學校教諭	樋口正信(奈良)
×	室田正己(山口)
群馬縣立沼田中學校教諭	福井守中(埼玉)
山口縣大津中學校教諭	中原義胤(山口)
岐阜縣斐太中學校教諭	越智正俊(廣島)
富山縣立高岡中學校教諭	留守景廣(鹿兒島)

和歌山縣立海南中學校教諭	久世正富(和歌山)
東京府立第六中學校教諭	小松茂人(長野)
三重縣立河藝高等女學校教諭	大山雄吉(三重)
兵 役	安田燭助(長崎)
廣島縣立福山中學校教諭	重見 階(岡山)
京都府官幣社梅宮神社主典	後閑克秀(滋賀)
名古屋市立第二商業學校教諭	喜尾野 茂(福井)
熊本縣立中學濟々養教諭	入江 潯(長崎)
岡山縣津山中學校教諭	淺野富男(岐阜)
大分縣立大分高等女學校教諭	市場直次郎(島根)
香川縣立志度商業學校教諭	佃 孝夫(香川)
滋賀縣大津市高等女學校教諭	懸野久方(京都)
臺灣臺中州立臺中 第二中學校教諭	西田季男(奈良)
愛媛縣立今治中學校教諭	前田九真(三重)
岡山縣第二岡山中學校教諭	安田駿三(兵庫)

○大正十五年三月(三十五人)

第七章 卒業生氏名本科

福井縣立武生中學校教諭	西本善榮(奈)
神奈川縣立小田原中學校教諭	中野敬次郎(三)
福岡縣嘉穂中學校教諭	秀村利久馬(福)
岩手縣立盛岡商業學校教諭	吉田一德(茨)
北海道旭川師範學校教諭	中川武一(三)
愛知縣小牧中學校教諭	隅田彌太郎(愛)
關東廳旅順第一中學校教諭	柳生昌勝(三)
岩手縣女子師範學校教諭	川合祐六(新)
兵 役	永松靜雄(大)
兵 役	福田直記(廣)
香川縣小豆島中學校教諭	瀧本利雄(香)
福井縣立小濱中學校教諭	須磨清宣(福)
名古屋市立第三商業學校教諭	× 佐藤哲生(三)
廣島縣立三次中學校教諭	岡本綱三(愛)
	三浦順一(三)

橫濱市立橫濱商業學校教諭	細井義正(山)
高知縣立高知城北中學校教諭	守月明比古(高)
兵 役	岡坂數一(香)
愛媛縣立松山城北高等女學校教諭	田中清(山)
靜岡縣立三島商業學校教諭	村田孝造(三)
○昭和二年三月(五十一人)	
福岡縣實業補習學校教員養成所教諭	江口均平(佐)
靜岡縣立志太中學校教諭	水野鑑一(愛)
福岡縣中學明善學校教諭	潮千別(廣)
奈良縣立櫻井高等女學校教諭	中川春吉(三)
朝鮮全羅南道光州公立高等普通學校教諭	大森高雄(和歌山)
靜岡縣立富士中學校教諭	村田健次郎(岐)
德島縣麻植中學校教諭	大島惠治(德)
京都府立福知山中學校教諭	栗栖善知(島)
愛媛縣立今治中學校教諭	橫井孝男(香)

兵 役	山岡勇(三)
	× 守屋廣治(奈)
岐阜縣大垣市立商業學校教諭	鈴木六郎(三)
兵 役	土橋忠夫(大)
台灣台中師範學校教諭	高濱利久(全)
岐阜縣中津商業學校教諭	堀敬三(三)
	鈴木幸壽(全)
兵庫縣立豊岡中學校教諭	野口正夫(和歌山)
愛知縣熱田中學校教諭	木村與平(三)
兵 役	渡邊末雄(愛)
宮城縣立古川中學校教諭	清水保夫(岡)
宮崎縣高鍋中學校教諭	稻垣政郎(三)
兵 役	山口鶴二(愛)
朝鮮慶尙南道釜山第二公立商業學校教諭	緒方笹男(福)
福井縣立大野高等女學校教諭	三輪豊(岐)

福岡縣豊津中學校教諭	岡村利一(福)
栃木縣別格官幣社東照宮主典	竹島榮雄(三)
福岡縣宗像實業女學校教諭	高向秀之(福)
佐賀縣立三養基中學校教諭	岡村政一(大)
愛知縣半田中學校教諭	小谷幸男(島)
	× 長峰教一(長)
大阪府立天王寺中學校教諭	藪重孝(大)
岡山縣玉島商業學校教諭	浪崎吉夫(愛)
	慶光院俊(三)
福井縣立大野中學校教諭	下村四郎(全)
兵 役	高見光治(大)
石川縣國幣中社白山比咩神社主典	佐波古直胤(福)
大阪府立三島高等女學校教諭	島岩夫(德)
東京帝國大學文學部史料編纂掛	小坂淺吉(石)
香川縣立三豊中學校教諭	中川東洋(高)

兵庫縣加古川中學校教諭 後藤重信(兵庫)

名古屋市中東海中學校教諭 南 一郎(香川)

鹿兒島縣立志布志中學校教諭 山上春男(大分)

佐賀縣立武雄高等女學校教諭 平郡義彰(廣島)

北海道廳立帶廣中學校教諭 萩原 實(東京)

栃木縣立今市中學校教諭 額賀大興(千葉)

京都府立福知山高等女學校教諭 小松忠一(富山)

大阪市私立浪速中學校教諭 川浦光重(愛知)

朝鮮咸鏡北道公立師範學校教諭 彼末喜衛(高知)

兵 役 木村才三(香川)

山口縣大津中學校教諭 吉武秋男(福岡)

鈴木正知(山口)

(二) 選修科卒業生 (二人)

○明治四十年三月(一人)

佐賀縣國幣中社田島神社禰宜 陶山 實(熊本)

○明治四十一年三月(一人)

東京市深川區府社富岡八幡宮社掌 間島磐雄(香川)

(三) 專科卒業生 (三六九人)

○明治二十八年四月(五人)

×伊原 俊(三重)

三重縣阿山郡上野町縣社菅原神社々司 農 業 中山榮太郎(舊姓竹島)(三重)

大崎字一(三重)

三重縣名賀郡花垣村々社 三郷神社々掌

池田豊秀(三重)

實業

中村佐一(三重)

○明治二十九年三月(二人)

商業 ×松尾章雄(全)

愛知縣北設樂郡稻橋村鄉社八幡神社々司外四社兼務 ×山田文庸(青森)

○明治三十年四月(九人)

商業 宇治山田市會員 正木眞吉(三重)

大阪毎日新聞社員 ×藤基千尋(石川)

新潟縣中頸城郡春日村縣社春日神社々司 ×北村壽豊(新潟)

尼ヶ崎市縣社貴布禰神社々司 神宮宮掌 江田政雄(兵庫)

造神宮使廳囑託山田工作所在勤 秋吉清彦(大分)

明治三十七八年役戰死 ×澤田在夫(三重)

×岡田幹夫(茨城)

神職 中村齋太郎(全)

×加藤五十代(大分)

宮城縣登米郡米山村村社八幡神社々掌 鶴木虎一(宮城)

新潟縣西頸城郡糸魚川町鄉社天津神社々司 吉倉千足(新潟)

○明治三十二年三月(十一人) 伊佐芹精太(愛媛)

三重縣安濃郡辰水村々社 辰水神社々掌 宮崎忠男(三重)

靜岡縣立靜岡中學校教員 伊佐芹精太(愛媛)

商業 大山英雄(福島)

第七章 卒業生氏名選修科、專科

山形縣北村山郡東郷村
郷社水精山神社社司
庶業

小山田昌幸(山形)

吉野眞澄(岩手)

× 岩切千代也(宮崎)

愛媛縣縣會議員

竹内鳳吉(愛媛)

× 高島俊義(兵庫)

三重縣三重郡常磐村

原忠愛(三重)

村社八坂神社社掌

鈴木信隆(全)

三重縣河藝郡神戶町

平野弘(全)

郷社神館飯野高市神社社司

袴田重宣(靜岡)

三重縣一志郡波瀨村

× 高林貢(三重)

村社波氏神社社掌

仁科滿重(靜岡)

靜岡縣濱名郡村柳村

山崎比夫美(廣島)

郷社八柱神社社司

田尻盛道(熊本)

熊本縣阿蘇郡白水村

西村芳助(三重)

郷社八坂神社社司

三重縣北牟婁郡尾鷲町

沖繩縣那覇區小學校教員

城山正憲(福岡)

○明治三十四年三月(八人)

荒川岐平(新潟)

沖繩縣官幣小社波上宮宮司

小林盛哉(兵庫)

福岡縣嘉穂郡稻築村

西田秀美(福岡)

村社若八幡神社社掌

× 山下力之助(三重)

群馬縣吾妻郡中之條町

品田喜代太郎(愛媛)

村社伊勢宮社掌外拾貳社兼務

酒井滿太郎(全)

長崎縣北松浦郡神浦村

× 喜多山保豊(兵庫)

村社宇久島神社社掌

東京市日本橋區長濱町

○明治三十五年三月(十二人)

山形縣別格官幣社上杉神社社司

大乗寺良一(舊姓宗像)

鹿兒島縣官幣大社

永井彌助(北海道)

鹿兒島縣官幣宜

東弘門(熊本)

熊本縣玉名郡伊倉町

× 喜多山保豊(兵庫)

郷社伊倉南八幡宮社司

明治三十七八年役職死

朝鮮平壤平壤神社神職

松尾正枝(山口)

兵庫縣赤栗郡神野村

大部彦吉(兵庫)

郷社野口神社社司外一社兼務

大神貴文(福岡)

門司市縣社甲宗八幡神社社司

× 松尾茂之(三重)

京都府何鹿郡中筋村

清水芳之(京都)

府社八幡宮社司

岡本啓造(三重)

三重縣阿山郡玉瀧村

早川建彦(愛知)

村社玉瀧神社社掌

三井隆太(香川)

千葉縣官幣大社安房神社宮司

○明治三十六年四月(十五人)

東京建材鐵物會社重役

三東義邦(島根)

神宮皇學館教諭兼助教

原屋懋(全)

島根縣美濃郡都茂村

× 井上頼明(愛媛)

村社八幡宮社掌

田上豊策(舊姓足田)

福岡縣國幣大社高良神社宮司

田中瀧次(福岡)

福岡縣朝倉郡宮野村神職

白井貢(靜岡)

第七章 卒業生氏名專科

長野縣官幣大社諏訪神社主典

× 平山種次(宮崎)

青森縣西津輕郡森田村社

宮本萬(青森)

久須志神社社掌外九社兼務

有賀忠義(山梨)

鹿兒島縣官幣大社

辻陳雄(福岡)

鹿兒島縣官幣大社丹生都

× 四本覺(宮崎)

比賣神社社司

藤木諭吉(岐阜)

京都府官幣中社北野神社主典

大島清(長崎)

長崎縣北松浦郡大島村社

清水庫之助(三重)

天降神社社掌

馬場重保(全)

三重縣一志郡本村社

○明治三十七年四月(十九人)

川併神社社掌

中世古睦夫(三重)

三重縣三重村内部村

富岡要太郎(全)

村社加富神社社掌

本澤福壽(香川)

農業

壹岐文雄(福岡)

三重縣國幣中社政國神社宮司

鹽月湛(大分)

香川縣大川郡津田町

豐岐文雄(福岡)

郷社石清水神社社司

○明治三十七年四月(十九人)

福岡縣宗像郡柳井村

大分縣南海郡郡木立村社

郷社織幡神社社司

熊野縣社掌十七社兼務

熊野縣社掌十七社兼務

熊野縣社掌十七社兼務

樺太官幣大社樺太神社禰宜 × 植木雲根雄(長崎)

齋藤富士雄(山梨)

× 佐伯盛人(香川)

杉山吉演(三重)

荒木牛之輔(兵庫)

森幸之助(三重)

× 平尾旨俊(富山)

× 間島馨雄(香川)

× 宮本善一郎(三重)

× 藤本勝義(秋田)

菅原中(愛媛)

高木英夫(千葉)

民上進(三重)

橋功整(全)

既出

○明治三十八年三月(十六人)

三重縣鈴鹿郡椿村 山本齋生(三重)

郷社椿大神社々々掌 郷社宇良神社社司 宮島茂久(京都)

× 石井三己(福井)

福岡縣官幣中社英彦山神社主典 松養具榮(福岡)

高橋章九(新潟)

西村玉藏(三重)

× 森明彦(全)

× 三輪田直一(愛媛)

阿部重雄(福岡)

石王義治(滋賀)

大里昌吉(福岡)

多田茂太郎(香川)

大垣豊(兵庫)

小野朋介(山口)

× 齋藤長穗(大分)

廣島縣產品郡戸手村 江熊好太郎(廣島)

郷社素戔鳴神社々々司

○明治三十九年三月(十七人)

× 武部實彦(京都)

小林一俊(鳥取)

× 湯淺官輔(岡山)

中林一堅(熊本)

堀田市三郎(愛知)

× 村井秀三(三重)

三輪相慶(靜岡)

片岡小次郎(三重)

小深田盛隆(大分)

牛尾弘覽(島根)

× 平田晋太郎(山形)

村上英一(廣島)

× 中川藤吉(三重)

廣島縣官幣中社嚴島神社主典

神職

今治市縣社吹揚神社々々司 田窪八束(愛媛)

神宮禰宜 在間美耶(三重)

久留米市縣社水天宮社掌 宮崎道別(福岡)

島根縣八束郡來待村 菅野清(島根)

村社天滿宮社掌

○明治四十年三月(六人)

熊本縣天草郡一町田村々々社 田代教孝(熊本)

白木諏訪神社社掌外四社兼務 田中治吾平(岐阜)

東京府私立國教學館主 岡本一雄(石川)

石川縣鹿島郡中乃島村 村社伊夜比咩神社々々掌 田邊伊佐雄(愛媛)

愛媛縣宇摩郡新立村 郷社熊野神社々々司 藤井重臣(新潟)

× 井崎正壽(熊本)

熊本縣下谷城郡隈庄町 郷社宮地神社々々司

○明治四十一年三月(十人)

內務省技手神社局在勤 青木信嘉(熊本)

× 大四廣(愛媛)

石川縣鹿島郡赤藏村 郷社赤倉神社社司 小柳房延(石川)

福岡縣宗像中學校教員 阿部辰平(舊姓高田)

東京府私立東京鐵道學校講師 橫田留止郎(全)

兵庫縣多可郡中村 山本義夫(兵庫)

縣社稻荷神社社掌 泉慶太(福井)

奈良縣官幣大社大神神社主典 小野珍夫(大分)

大分縣北海部郡佐賀關町 縣社早吸日女神社社掌 江見左織(新潟)

神奈川縣官幣中社鎌倉宮禰宜 和歌山縣官幣大社日前 島田義信(和歌山)

國懸神宮禰宜

○明治四十二年三月(八人)

× 藤本勘藏(三重)

× 千鳥順治(奈良)

兵庫縣官幣大社廣田神社禰宜 三星勇(兵庫)

滋賀縣栗太郡治田村 宇野米太郎(滋賀)

鄉社小槻大社社司 大杉勇(兵庫)

兵庫縣朝來郡栗鹿村 縣社粟鹿神社社司 × 辻川一夫(全)

福岡縣國幣大社高良神社禰宜 佐藤八十夫(大阪)

○明治四十三年三月(二十二人)

× 木村正雄(三重)

朝鮮官幣大社朝鮮神宮主典 宮永卓爾(廣島)

支那山東省青島青島神社神職 櫻木清臣(大分)

宇和島市 久保盛丸(愛媛)

縣社宇和津彦神社社司 武田又八(三重)

東京市麴町區 財團法人神宮奉齋會本院錄事 × 大森牛之助(全)

兵庫縣國幣中社出石神社主典 長尾家(兵名空)

神宮神部署神部補 野々上範義(岡山)

三重縣度會郡二見町 畑中七郎次(三重)

村社松下社社掌 橋迫環(大分)

大分縣南海部郡切畑村 神宮宮掌 白巖長二(三重)

鄉社八坂神社社司 神宮神部署神部補 福田胤雄(全)

三重縣三重郡千種村 村社千種神社社掌 河村政太郎(全)

神宮神部署神部補 兵庫縣三原郡阿萬村 前川季(兵庫)

鄉社龜岡八幡宮社司

神職

愛媛縣西字和郡山村 村社高上社社掌外四社兼務

神宮宮掌

實業

函館市郷社山上大神宮社司 澤邊武馬(北海道)

神宮宮掌 角屋七郎次郎(三重舊)

神宮宮掌 森口靜彦(全)

實業 井野光造(全)

○明治四十四年三月(七人)

× 西岡新太郎(三重)

鈴木道義(愛知)

菊地隆清(愛媛)

檜山赫吉(三重)

中尾重雄(全)

澤邊武馬(北海道)

角屋七郎次郎(三重舊)

森口靜彦(全)

井野光造(全)

福岡縣八女郡黒木町 鄉社津江神社社司 井上範一(福岡)

岡山縣都窪郡大高村 村社御前神社社掌 × 兒玉卓郎(廣島)

奈良縣官幣大社石上神宮禰宜 片山九皋(三重)

養蠶用澹染糸網製造業 岡村董治(全)

神宮神部署神部補

神戶市平野湊山 外池英治(滋賀)

大日本至道會主幹

○明治四十五年三月(五人)

三重縣立津高等女學校教員 前田源一(三重)

三重縣國幣大社多度神社禰宜 庄田倍三(靜岡)

岡山縣國幣中社中山神社禰宜 爲貞元臣(岡山)

三重縣阿山郡額田村 々社額田神社社掌 服部三衛(三重)

廣島縣比婆郡比和村 村社比和山神社社掌 久光稔(廣島)

○大正二年三月(十一人)

奈良縣官幣大社石上神宮主典 宇仁新次郎(三重)

栃木縣別格官幣社東照宮主典 渡邊東夫(全)

福島縣立喜多方中學校教諭 本宮豊榮(新潟)

神宮宮掌 永岡熊夫(三重)

岡山縣勝田郡豐國村 鄉社豐國神社社司 西山正實(岡山)

三重縣志摩郡 鴉方尋常高等小學校教員 山下佐美太(三重)

京都府官幣大社松尾神社主典

中村信比古(愛知)

神宮皇學館書記

北出鎮吉(三・重)

株式會社淡路銀行員

平田與三郎(兵・重)

兵庫縣津名郡山田派出所主任

東山惣三郎(三・重)

和歌山縣官幣大社熊野

速玉神社禰宜

島根縣那賀郡井野村

申崎嘉正(島根)

鄉社大庭山神社々々司

○大正三年三月(十人)

朝鮮仁川仁川神社神職

磯野勝見(山形)

大分縣玖珠郡北山田村

穴井信夫(大分)

鄉社瀧神社々々司

鹽月清(全)

大分縣南海部郡浦江町郷社王子

酒德由藏(三・重)

天理教布教師

菅原正治(全・重)

兵庫縣飾磨郡飾磨町

工藤文藏(青森)

鄉社天滿神社々々司

宇佐美武吉(三・重)

神宮宮掌

神田幸太郎(全)

通信書記補山田郵便局在勤

中村秋一(三・重)

三重縣名賀郡比自岐村

浦田爲三(全・重)

縣社比自岐神社々々司

高山定正(福岡)

○大正四年四月(十三人)

小倉市縣社八坂神社々々司

丸山耕作(三・重)

神宮宮掌

高鴨景孝(新潟)

兵庫縣別格官幣社湊川神社禰宜

大谷薰雄(兵庫)

神職

× 田良原義明(兵庫)

廣島縣比婆郡比和村

荒木實夫(廣島)

村社八幡神社々々掌

福島正雄(長野)

南滿洲營口營口神社神職

橋本捷一(三・重)

三重縣安濃郡村主村

中森良文(全)

村社大市神社々々掌

奧良勝(廣島)

三重縣名賀郡箕田村

江見柳平(三・重)

縣社積田神社々々掌

高島光明(大阪)

廣島縣國幣小社沼名前神社禰宜

神宮宮掌

大阪府豐能郡豐中村岡町

池住潔(三・重)

鄉社原田神社々々掌

實業

熊懷充彦(福岡)

○大正五年三月(十四人)

滋賀縣官幣大社多賀神社主典

加藤錢次郎(愛知)

大阪市日本美術協會營業部

古田公一(三・重)

山口縣阿武郡須佐村

松永胤壽(山口)

鄉社松崎八幡宮社々司

河崎彌七(三・重)

神宮皇學館書記

太田銳男(愛知)

南滿洲鐵嶺鐵嶺神社神職

中島永曉(京都)

京都府官幣大社石清水

新井貫一(三・重)

八幡宮主典

× 武內正胤(愛媛)

和歌山縣官幣大社

岡部賢治(山形)

丹生都比賣神社禰宜

× 橫山一彦(廣島)

山形縣飽海郡酒田町

橋本量雄(三・重)

縣社日枝神社々々司

宮崎伊豆彦(福・重)

福岡縣三潁郡田口村

古川新五郎(三・重)

村社熊野神社々々掌

實業

和歌山官幣大社日前

國懸神宮主典

朝鮮咸鏡北道會寧會寧神社神職

池住潔(三・重)

○大正五年七月(第一部七人)

大阪府三島郡福井村

神田次郎(大阪)

鄉社新屋座天照御魂神社々々司

楠祿四郎(愛知)

實業補習學校教員

伊佐芹政雄(愛媛)

愛媛縣周桑郡周布村

唐澤元三郎(東京)

縣社周敷神社々々司

菅義彦(愛媛)

愛媛縣越智郡櫻井町

× 岩松左馬(茨城)

縣社綱敷天滿神社々々司

苗村眞語(三・重)

追試驗

再試驗

實業

宮瀨規矩(三・重)

○同 (第二部十五人)

× 安田茂太郎(全)

實業

安田茂太郎(全)

三重縣河藝郡豐津村 篠木主馬藏(舊姓鈴村)
 村社八雲神社々々掌 岡 東男(島根)
 島根縣鹿足郡木部村 山口宗三郎(愛知)
 鄉社八幡宮社司 井王直衛(熊本)
 愛知縣銀行員名和派出所所在勤 平田勝重(德島)
 熊本縣上益城郡六嘉村 前橋政夫(三重)
 村社浮島熊野座神社々々掌 山口七之助(全)
 關東廳大連市金刀比羅神社神職 梅谷長祥(全)
 愛知縣國幣小社砥鹿神社主典 山口七之助(全)
 神宮司廳出仕 梅谷長祥(全)
 千葉縣匝瑳郡共和村 再試 驗
 村社天照皇大神社掌 岐阜縣武儀郡小金田村 復原親雄(岐阜)
 村社白山神社々々掌 中川保輔(舊姓山下)
 神奈川縣官幣中社鎌倉宮主典 南波重人(島根)

京都府私立武德專門學校書記 玉木捨吉(滋賀)
 農 業 君島初一郎(栃木)
 神 職 長屋正英(福岡)
 三重縣北牟婁郡引本町 仲 公(三重)
 村社引本神社々々掌 × 東 守門(熊本)
 東京府日本大學學生 山下邦雄(鹿兒島舊國仲寬栗)
 神宮神部署神部補 近藤義雄(三重)
 三重縣巡査河藝郡一身田警察署 松村繁郎(全)
 本村駐在所所在勤 森 喬(福岡)
 福岡縣山門郡東山村村社 諏訪神社々々掌外十社兼務
 諏訪神社 同 (第二部十二人)
 東京市日本製鍊株式會社員 十樂寺義建(新潟)
 福岡縣鞍手郡西川村 新延尋常小學校教員 宮本藤吉(福岡)
 山形縣東置賜郡小松町 鄉社諏訪神社社掌 諏訪宗雄(山形)
 神宮神部署神部補 竹田光三(舊姓森田)
 神奈川縣國幣中社寒川神社福宜 小深田文雄(大分)

○大正六年七月(第一部九人)

○同 (第二部十二人)

山形縣東置賜郡宮内町 北野 猛(山形)
 縣社熊野神社社司 鷹森重信(三重)
 京都府官幣大社稻荷神社主典 宮崎 正(德島)
 德島縣板野郡里浦村 村社十二神社外四村社社掌 鈴木實男(三重)
 三重縣一志郡木炭同業組合 檢查員 鈴木實男(三重)
 庶 業 × 小野田正毅(全)
 三重縣阿山郡花之木村 鈴木又一(愛知)
 村社應感神社社掌 稻住長次郎(三重)
 ○大正七年七月(第一部六人)
 長崎縣西彼杵郡瀨川村 本田多聞(長崎)
 鄉社橫瀨神社社司 物部長照(秋田)
 秋田縣仙北郡荒川村 鄉社唐杉神社社司 × 森 泰利(三重)
 石川縣江沼郡大聖寺町 村社振橋神社社掌 神 操(石川)
 鳥取市畜産組合產業技手 × 佐伯敬介(富山)
 石塚一夫(鳥取)

郵便局事務員 倉永義臣(宮崎)
 樺太真岡町真岡神社社掌 湖山 寬(山形)
 限本 隆(佐賀)
 神宮皇學館書記 上野佐太郎(三重)
 神奈川縣橋樹郡田島小學校訓導 國井淳二(岐阜)
 東洋植植株式會社員 川江 齊(福岡)
 奉天支店在勤 × 河谷宇豆男(山口)
 石川縣江沼郡大聖寺町 縣社山下神社社掌 太田真澄(石川)
 岡山縣久米郡大井西村 鄉社鶴坂神社社司 湯淺武夫(岡山)
 神宮司廳出仕 神宮司廳出仕 福西正造(三重)
 神宮司廳出仕 鈴木正男(全)
 實 業 山本 菴(山梨)
 ○大正八年七月(二部二十一人)
 靜岡縣官幣大社氷川神社主典 瀨古口芳夫(三重)
 福岡縣國幣大社高良神社主典 桐畑珠人(大分)

第七章 卒業生氏名專科

長野縣西筑摩郡上松町
村社諏訪神社社掌 德原勇雄(長野)

奈良縣官幣大社橿原神宮主典 中平晴幸(高知)

愛知縣渥美郡二川町
村社八柱神社社掌 永瀨進(大分)

愛知縣知多郡八幡村
村社諏訪神社社掌 瀧川鐵一(愛知)

京都府官幣中社貴船神社主典 森岡政一(全)

南滿洲開原開原神社神職 宮川清敬(石川)

朝鮮官幣大社朝鮮神宮主典 山本忠次(秋田)

福岡縣八女郡岡山村
村社日吉神社社掌 龜田政太郎(三重)

愛知縣官幣大社熱田神宮宮掌 山田早苗(岡山)

商業 宇賀山正敏(新潟)

神宮宮掌 和田義郎(全)

廣島縣雙三郡八幡村
村社諏訪神社社掌 西井重彦(全)

和歌山縣海草郡西脇野村
縣社木本八幡神社社掌 齋木里曉(廣島)

岡山縣邑久郡今城村
鄉社豊原北島神社社司 山本五十篤(和歌山)

朝鮮官幣大社朝鮮神宮主典 業合弘海(岡山)

支那山東省青島青島神社主典 岡本正勅(全)

廣島縣國幣小社沼名前神社主典 水野正陽(愛媛)

教導職岡山縣川上郡高山村
神道本局權大講義 稻垣正一(三重)

追試 三宅一男(岡山)

鳥根縣鹿足郡日原村
鄉社八幡宮社司 岩本美三(島根)

○大正十二年三月(十四人)
× 田中卯河(三重)

鳥取縣西伯郡所子村
精華尋常高等小學校訓導 金田正義(鳥取)

旭川市郷社永山神社社掌 松野貴孝(北海道)

樺太官幣大社樺太神社主典 小笠原清禱(秋田)

岡山縣英田郡大原尋常
高等小學校訓導 井上薰一(岡山)

三重縣一志郡小野江
尋常高等小學校訓導 宮本智三(三重)

岡山縣英田郡橋本尋常
高等小學校訓導 中川克己(岡山)

北海道國幣中社函館八幡宮主典 蝦名富壽太郎(青森)

三重縣度會郡二見尋常
高等小學校訓導 松本安治(三重)

臺灣花蓮港廳林田尋常
高等小學校訓導 重藤幹夫(山口)

○大正十三年三月(二十八人)
濱地顯雄(東京)

朝鮮官幣大社朝鮮神宮主典 田中永治(奈良)

愛知縣官幣大社熱田神宮宮掌 武田憲一(愛知)

大阪市立大阪高等商業學校書記 世古口松生(三重)

東京府東洋大學學生 櫻井連(大阪)

福岡縣八女郡矢部村
矢部尋常高等小學校訓導 宮原茂樹(福岡)

佐賀縣國幣中社田島神社主典 神保圭介(長崎)

大阪市東淀川區西中島町
啓發尋常小學校訓導 糸魚川正男(岐阜)

三重縣度會郡小俣村
尋常高等小學校訓導 神田清三(三重)

三重縣北牟婁郡相賀村
尋常高等小學校訓導 堤躬行(全)

神宮司廳出仕 堀田賢三(愛知)

東京市東洋大學專門學部
倫理學東洋文學科生 神田忠太郎(三重)

三重縣度會郡小俣村
尋常高等小學校訓導 喜田耕三(全)

下野邦男(全)

○大正十一年三月(三人)
倉田惣三郎(全)

神宮神部署出仕 神田喜一(三重)

庶業 倉田惣三郎(全)

○大正十一年三月(六人)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

山本五十篤(和歌山)

業合弘海(岡山)

岡本正勅(全)

水野正陽(愛媛)

稻垣正一(三重)

三宅一男(岡山)

岩本美三(島根)

神田喜一(三重)

倉田惣三郎(全)

和田義郎(全)

西井重彦(全)

齋木里曉(廣島)

○大正十五年一月(一人)

追試験

京都府官幣大社松尾神社履

丘

直三(滋)

賀)

大阪府中河内郡高井田尋常高等小學校訓導	石上 旭(兵庫)
山口縣玖珂郡日積村神社太帶姫八幡宮奉仕	上山 昇(山口)
山口縣豊浦郡小串町小串尋常高等小學校訓導	奥田 一隆(三重)
農業	野村 忠(山口)
	潮田 武生(三重)
	濱口 季寛(兵庫)
	渡邊 孝尙(岡山)
岡山縣川上郡平川尋常高等小學校訓導	津 忠宣(島根)
島根縣八束郡加賀村尋常高等小學校訓導兼加賀實業補習學校助教諭	中田 長治郎(三重)
三重縣飯南郡柿野町第二尋常小學校訓導	荒井 正 虎(北海道)
大阪府中河内郡北江尋常高等小學校教員	大西 太郎(三重)
三重縣度會郡宮本村宮山尋常小學校訓導	玉置 昇(和歌山)
和歌山東牟婁郡請川尋常高等小學校訓導	小方 則一(福岡)
	松村 六兵衛(三重)
	大野 義山(全)

附 錄

第一 館友會規約

- 第一條 本會ハ神宮皇學館々友會ト稱シ神宮皇學館卒業生ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ會員ノ氣脈ヲ通シ母館ノ精神ヲ發揮スルヲ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達セムカ爲目下ノ事業トシテ毎月壹回通信誌ヲ發刊シ時々便宜ノ地方ニ於テ集會ヲ開クモノトス
- 第四條 卒業生ノ外左ノ條項ニ該當スルモノハ客員トシテ入會ヲ請フコトアルヘシ
 - 一、母館ノ職員及職員タリシ者
 - 一、特ニ本會ニ縁故アル者
- 第五條 本會ニ名譽會員ヲ置キ客員中ヨリ之ヲ推薦ス
- 第六條 本會々員ハ會費トシテ毎年金貳圓ヲ納付スルモノトス
 - 但シ六月、十二月ノ二期ニ半額ツ、分納スルコトヲ得

第七條 會員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ會費ヲ免除ス

一、一時金貳拾圓ヲ納付シタル者

一、入會後滿貳拾ケ年引續キ會費ヲ納付セル者

第八條 本會ノ會務ヲ處理セムカ爲ニ本部ヲ神宮皇學館内ニ置キ支部ヲ各地方便宜ノ地ニ置ク

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

幹事七名、評議員若干名

第十條 幹事ハ本部ニ在リテ諸般ノ會務ヲ處理シ評議員ハ重要會務ニツキ幹事ノ相談ニ預ルモノトス

第十一條 幹事ハ宇治山田市在住ノ會員ノ互選ニヨリテ之ヲ定メ評議員ハ幹事ノ合議ヲ經テ會員中ヨリ之ヲ推薦ス

第十二條 役員ノ任期ハ幹事ハ一ケ年評議員ハ三ケ年トス

第二 學友會々則

(大正十年五月十九日改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ神宮皇學館學友會ト稱ス

第二條 本會ハ神宮皇學館内ニ置ク

第三條 本會ハ神宮皇學館職員及ヒ學生生徒ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ學藝ヲ攻究シ心身ヲ鍛練シ以テ本館教育ヲ資助スルヲ目的トス

第五條 本會ヲ左ノ四部ニ分ツ

辯論部、文藝部、武術部、運動部

第二章 事 業

第六條 各部ノ事業ハ左ノ諸項トス

辯論部、辯論會

文藝部、雜誌ノ發刊、歌文會、觀月會、先哲記念祭等

武術部、劍道、柔道、弓術、

運動部、庭球、漕艇、陸上競技其他館外運動

第三章 會員及役員

第七條 會員ヲ分チテ左ノ二種トス

特別會員、神宮皇學館職員

通常會員、神宮皇學館學生生徒

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名、副會長 一名、

部長 各部各一名、

理事 一名、委員 二十二名、

第九條 會長ニハ本館々長ヲ推戴シ副會長、部長、理事ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ依囑ス

第十條 委員ハ通常會員ノ無記名連記投票ヲ以テ互選シ投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ當選者トス

得票ノ數同ジキハ抽籤ノ法ニ依リテ當選者ヲ定ム、委員ニ缺員ヲ生ジタルハ次点者ヲ以テ之ヲ補フ翌年度委員ノ選舉ハ每年二月中ニ執行ス選舉事務ハ委員之ニ當ル

第十一條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ之ニ代ル、部長ハ部務ヲ管理シ理事ハ會計庶務ヲ掌ル

第十二條 委員ハ部内ノ事務ヲ處理ス

第十三條 委員ノ任期ハ每年四月ヨリ翌年三月ニ至ル滿一ケ年トス

第四章 集會

第十四條 集會ヲ分チテ左ノ二種トス

役員會、總集會

第十五條 役員會ハ役員全員ヲ以テ組織ス

第十六條 役員會ハ役員ノ提出セル豫算案其ノ他臨時計劃ニ關スル事項ヲ議定ス

第十七條 役員會ハ全員三分ノ二以上出席スルニ非レバ議事ヲ開キ議決ヲナスヲ得ズ

役員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス

第十八條 總集會ハ全會員ヲ以テ組織ス

第十九條 役員會及總集會ハ會長之ヲ召集シ又之ガ議長トナル

第五章 會計

第二十條 本會ノ會計年度ハ每年四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

第廿一條 通常會員ノ會費ハ毎月金六拾錢(但八月ヲ除ク)トシ特別會員ノ會費ハ別ニ之ヲ定ム

第廿二條 本會ノ收支豫算ハ每會計年度ノ始メニ於テ役員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第廿三條 前年度ノ收支決算及本年度ノ收支豫算ハ總集會ニ於テ報告ス

第廿四條 經費ノ剩餘金ハ翌年度ニ繰越スモノトス

第六章 雜 則

第廿五條 本會各部ニ關スル細則ハ各當該部委員ニ於テ之ヲ定メ會長ノ承認ヲ受ク可キモノトス

細則(原本)ハ當該部ニ於テ保管ス

第廿六條 各部委員ノ割當ハ左ノ如シ

- 辯論部 二名
- 文藝部 七名
- 武術部 六名
- 運動部 五名

他ニ理事附屬二名

委員ハ兼務スルヲ得ス

第廿七條 本會則改正ハ會長ノ必要ト認メタル時及役員會若シクハ會員十分ノ一以上ノ請求ニ

ヨリ會長總集會ヲ召集シ議案ヲソノ議ニ附ス

此ノ場合ニ於テハ總集會ハ全會員ノ三分ノ二以上出席スルニ非レバ議事ヲ開クヲ得ズ出席會員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非レバ改正ノ議決ヲナスコトヲ得ズ

(以上)

輔 官 皇 學 館

昭和二十一年十一月十五日發行
昭和二十一年十一月十日印刷

283
別冊
21

第廿

昭和二年十一月十日印刷
昭和二年十一月十五日發行

(非賣品)

神宮皇學館

三重縣宇治山田市岡本町二百十七番地

印刷人 橋爪廣助

三重縣宇治山田市岡本町二百十七番地

印刷所 橋爪印刷所

(Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

工5K-6

283
21

